だれもが健康で安心して暮せる 福祉のまちづくり

第2次みやま市地域福祉計画・第2次みやま市地域福祉活動計画

平成 30 年度~平成 34 年度

計画素案

平成30年3月

みやま市みやま市社会福祉協議会

目 次

Ι	計画策定にあたって	1
		•
	第1章 地域福祉とは	
	第2章 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは	
	(1)計画策定の目的	3
	(2)国の動向等の社会的背景	4
	(3)計画の性格	
	(4)総合計画および各個別計画との関係	7
	(5)計画の期間	8
	(6)計画の策定体制	8
П	- 現状と課題	. 10
	第1章 市の現状と課題	
	(1) 少子高齢化の進行	
	(2)核家族化と世帯規模の縮小	
	(3)介護や支援を必要とする市民の状況	
	(4)地域コミュニティの変容と地域一体となった取り組みへの期待	
	第2章 地域福祉についての市民の意向	
	(1)住民意識調査	
	(2)校区意見交換会(ワークショップ)	. 30
Ш	[計画の基本的な考え方	. 31
	第1章 計画の基本的な考え方	. 32
	(1) 基本理念	
	(2) 基本的な視点	
	第2章 計画の基本目標	
	(1)計画の基本目標	
	(2) 施策の体系	
	(3) みやま市地域福祉計画の主な施策の実施方針	
	(4) みやま市地域福祉活動計画の実施計画	

IV	地域福祉計画	. 39
第	1章 みんなで支え合う連携体制づくり	. 41
	(1) 地域福祉のネットワークづくり	
	〔2)緊急時の連絡・支援体制づくり	
	(3) 各種団体との連携強化	
	「2章 福祉のまちづくり活動の拠点づくり	
	(1) 地域福祉活動の場づくり	
	(2) 公民館など地域資源の利用促進	
	3章 福祉のまちづくりに関する意識づくり	
	〔1)広報・啓発活動の推進	
	〔2〕交流機会の充実	
	.4章 福祉のまちづくりを担う人材づくり	
(〔1)地域リーダー等の育成支援	. 60
(〔2)ボランティアの育成	. 61
	(3) よりよい近所付き合いづくり	
((4) 社会福祉協議会の機能充実	. 65
第	55章 福祉サービスの適切な利用体制づくり	. 66
(〔1)サービスの適切な利用につながる情報提供	. 66
(〔2)相談体制の充実	. 69
((3) 権利擁護の推進	. 71
((4) サービスの質の確保	. 73
J	地域福祉活動計画	. 76
第	「1章 みんなで支え合う連携体制づくり	. 78
	(1) 福祉活動や公民館分館活動の連携及び福祉関係者との連携と共存	
	(2) 災害時の防災体制や避難行動要支援者支援体制づくり	
	3)みやま市社会福祉協議会と各種団体との連携強化と活性化	
	「2章 福祉のまちづくり活動の拠点づくり	
	(1) 市民が主体となって地域福祉活動をする場づくり	
	(2) 小地域福祉活動拠点としての公民館などの活用促進	
(〔1)社会福祉協議会のホームページや社協だよりの充実などをはじめ	

とした広報・啓発活動の推進84
(2) 地域の交流支援と地域住民の意見による企画の実施86
(3)地域における福祉教育と交流体験の実施88
第4章 福祉のまちづくりを担う人材づくり
(1)地域住民による地域課題の解決と地域リーダーの育成91
(2)ボランティア意識の向上と活用促進92
(3)小地域福祉事業の推進と地域福祉活動の促進95
(4) 信頼される社会福祉協議会づくりと地域福祉活動計画の推進 98
第5章 福祉サービスの適切な利用体制づくり
(1)社協だより・地域広報誌・出前講座等による情報提供99
(2)相談窓口の対応力向上と各種情報交換の場の充実101
(3)権利擁護制度の周知と推進102
(4)役立つ情報の提供とサービスの質の改善103
Ⅵ 資料
第1章 資料編
(1)みやま市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿
(2)みやま市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定経過
(3)みやま市地域福祉計画策定委員会設置要綱
(4) みやま市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置規程
(5)用語の解説

I 計画策定にあたって

第1章 地域福祉とは

近年の少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化、ライフスタイルの多様化により、 家族内の扶養機能の低下や地域での相互扶助機能の低下がもたらされているほか、い じめやドメスティック・バイオレンス、虐待など新たな問題もクローズアップされて います。

このような状況の中で、市民や地域として抱える生活課題は、多様化・複雑化し、 これまでのような高齢者や障がい者、児童(子育て家庭)といった福祉の個々の制度 の中で個別に対応していくだけでは、多様なニーズに十分に応じられない状況が生じ ており、福祉のあり方も大きく変わっていく必要があります。

このため、行政内部においても関係部署の連携を密にし、より効果的なサービスを 提供することがますます重要になっています。

また、こうした連携は、地域にもあてはまるものであり、市民同士が相談に乗ったり、助けあったりしてきた、かつての地域の相互扶助機能のように、地域のつながりを広げ、公的なサービスでは対応しにくい領域を相互に支援していく取り組みが求められています。

「地域福祉」の考え方は、このように、社会保障制度に基づく公的なサービスだけでは対応できない細かな支援ニーズに対し、地域としての全体的なつながりを深め、相互に支援しあう仕組みを築き上げていこうとするものです。

一方、これまで、本市の歴史や文化、風土を活かしながらまちづくりに積極的に取り組んできましたが、人口減少と少子高齢化、地方分権といった時代の流れが一段と進む中で、熊本地震や九州北部豪雨など、大規模な災害も発生しており、大きな岐路に立たされています。

今後は、さらに市民がまちづくりに積極的に関わり、自らの地域は自分たちで考えていこうとする意識を大切にしながら、市民と行政が一体となって取り組んでいくことが求められています。

第2章 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

(1)計画策定の目的

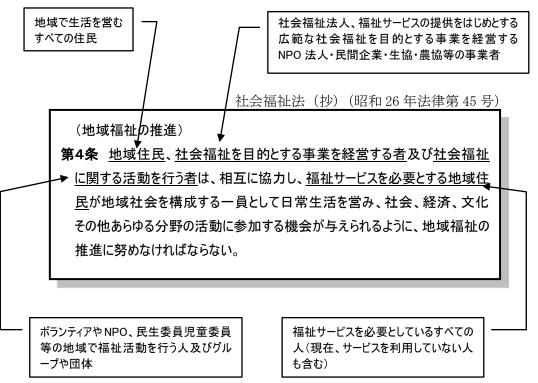
平成12年に改正された「社会福祉法」では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求めています。

本市においても、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、各根拠法令等に基づく福祉施策の展開とともに、市社会福祉協議会や福祉施設等の社会福祉法人、ボランティアをはじめ、市民の主体的な福祉活動などの育成や活動内容の充実、連携を強め、市全体としての「地域福祉力」を高めていくことが求められます。

このため、市民だれもがそれぞれ自分らしく、安心していきいきと暮らすことができるよう、地域福祉力を高める方向性、ビジョンを掲げ、その実現のための必要な施策等を取りまとめるために「みやま市地域福祉計画」及び「みやま市地域福祉活動計画」を策定しました。引き続き「地域福祉力」を高めていくため、「第2次みやま市地域福祉計画」及び「第2次みやま市地域福祉活動計画」を策定するものです。

なお、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されましたので、地域社会からの孤立や排除などを背景として、複合的な課題を抱えたり制度のはざまに落ち込んだりして生活に困窮している人々の自立を支援するための施策を、本計画に盛り込むことにしました。

■社会福祉法における地域福祉を推進する主体と目的に関する条文■ (社会福祉法第4条:地域福祉の推進)



(2) 国の動向等の社会的背景

①地域共生社会の実現

国は、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村は、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制など包括的な支援体制づくりに努めることとされています。

②災害時に支援が必要な人への支援体制の構築

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法を改正するとともに、同年8月には避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を作成し、高齢者や障がい者など災害時に自力で避難することが難しいと思われる人(避難行動要支援者)を支援するための仕組みづくりを進めています。

③生活困窮者自立支援制度の創設

平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対して包括的な支援を行うための制度が創設されました。

市町村は、生活困窮者の早期把握と自立相談支援機関への適切な「つなぎ」の役割が期待されており、生活困窮者の自立支援に向けての施策などについて、地域福祉計画に盛り込むこととされています。

④成年後見制度の利用促進

国は、平成 28 年に成立した「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、 成年後見制度利用促進基本計画が平成 29 年 3 月に閣議決定されました。

計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域 連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和の3つがポイント とされています。

⑤社会福祉法人の地域貢献活動の促進

社会福祉法の改正により、平成29年から社会福祉法人の公益性、非営利性を踏まえた地域における公益的な取り組みの実施が求められました。社会福祉法人は、日常生活または社会生活上の支援を必要とする人に対して、無料または低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めるものとされています。

■社会福祉関連制度改正の変遷■

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	Ψ29
地域福祉										対策基本法で 対象支援を			■社会福祉法改正 (「我が事・丸ごと」の推進) (社会福祉法人の公益的な取組)
高齢者		■介護	者虐待防 呆険法改 包括支援	正	-の設置)				険法改正 括ケアシ		■介護保険 (生活支援		サービスの充実)
障害者	■発達	章害者支 ■障害:	援法 援法 者自立支	援法			■障害		上法 L	■障害者約	総合支援法	■障害者差	別解消法
児童									■いじゃ	が防止対策	■ 子ども・	子育て支援	
			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>				<u> </u>	■ナとも	の負色刈束の	D推進に関す	②
その他											■生活困窮	■成年後見 者自立支援	制度の利用の促進に関する法律 法

(3)計画の性格

①地域福祉計画

第2次みやま市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

特に、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」など、これまでの福祉分野別の個別計画の中で掲げられている理念・目標を尊重しながら、地域全体としての福祉のあり方を法の定める事項からとらえ直し、共通する理念や福祉ビジョンを定めるとともに、「自助、互助・共助、公助」の観点から取り組みの方向を定めます。

■地域福祉計画に盛り込むことが求められる事項■

社会福祉法(抄)(昭和26年法律第45号)

(市町村地域福祉計画)

- 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画 (以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、 社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映さ せるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

②地域福祉活動計画

第2次みやま市地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、市民や地域の 福祉関係者などが相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・ 行動計画です。

行政が策定する地域福祉計画とともに、多くの市民の協力を得ながら、地域ですべての人がお互いの人権や価値観を尊重し、安心して暮らしていけるような地域社会の 実現を目指していきます。

③地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

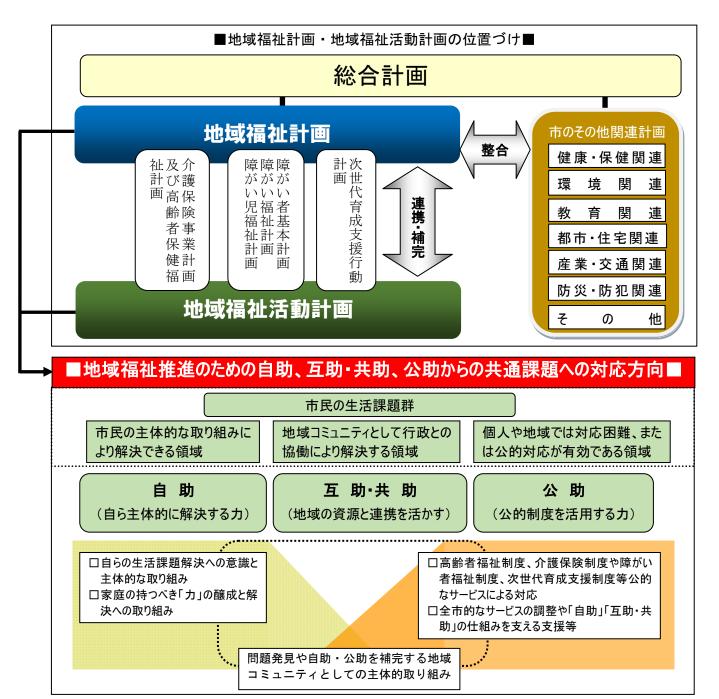
市が策定する「第2次みやま市地域福祉計画」は、地域福祉を推進するために必要な 仕組みづくりや基盤づくりの計画ですが、社会福祉協議会が策定する「第2次みやま市 地域福祉活動計画」は、参画と協働を具体的に進める活動・行動計画であり、両計画と も「地域福祉の推進」という目的を同じくする車の両輪のような関係にあることから、 両計画の整合性を図って策定することが必要であります。 このため、本市では、市・社会福祉協議会の共同作業により「第2次みやま市地域福祉計画」と「第2次みやま市地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

(4)総合計画および各個別計画との関係

総合計画は、本市のまちづくりの行政運営指針の最上位計画で、まちの将来像や達成する目標などを取りまとめたものです。

地域福祉計画は、総合計画の福祉関連部門計画として、各個別計画の基本目標の実現に向けた計画としています。

平成29年には社会福祉法が改正され、地域福祉計画は福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけられました。



(5)計画の期間

第2次みやま市地域福祉計画及び第2次みやま市地域福祉活動計画の計画期間は、 平成30年度から平成34年度までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて 見直しを行います。

(6)計画の策定体制

①「第2次みやま市地域福祉計画策定委員会」及び「第2次みやま市地域福祉活動計画策定委員会」

地域福祉の推進に係る検討を行うため、学識経験者、福祉関係団体の代表者などで 構成する「第2次みやま市地域福祉計画策定委員会」及び「第2次みやま市地域福祉 活動計画策定員会」を設置して協議を行いました。

②住民意識調查

計画の策定にあたり、地域福祉に関する住民の意向、問題、課題を吸い上げ、計画に反映させていく際の基礎資料とすることを目的として実施しました。

■調査の実施方法と有効回収状況■

調	査 対 象		象	市内にお住まいの 18 歳以上の方の中から 2,800 人を無作為に抽 出	
調	査	の	時	期	平成 29 年 8 月
調	査	の	方	法	郵送による調査票の配布・回収
回」	収 数	⊒ ع	山収	率	有効回収数:1,227 有効回収率:43.8%

③校区意見交換会

計画の策定にあたり、市民のみなさんの生の声を聞き、計画づくりの段階から、みなさんのご意見を取り入れていくことを目的としています。

また、校区意見交換会では、参加者同士が自分たちの地域の福祉への取り組みの現 状や課題等について、自由、活発に話し合うことで、"今後の地域住民による助け合い、 支え合いのきっかけ"をつくっていただくことも目的としています。

校区意見交換会はワークショップ形式で実施しました。

なお、ワークショップとは、参加メンバー同士でみやま市の地域福祉についてのアイデアを出し合い、まとめ上げる集まりで、会議の一種と捉えることができます。

■校区意見交換会の実施内容■

開催年月日	口	地区	小学校区	開催場所
H29. 10. 5	第1回	瀬高地区	本郷、上庄、下庄、大江、	みやま市役所
			南、清水、水上	
H29. 10. 6	第1回	高田地区	江浦、二川、岩田、開、	あたご苑
		山川地区	旧飯江、旧竹海、旧山川	
			南部、旧山川東部	
H29. 10. 18	第2回	高田地区	江浦、二川、岩田、開、	あたご苑
		山川地区	旧飯江、旧竹海、旧山川	
			南部、旧山川東部	
H29. 10. 19	第2回	瀬高地区	本郷、上庄、下庄、大江、	みやま市役所
			南、清水、水上	

④福祉関係団体ヒアリング

計画の策定にあたり、市内で活動する福祉関係団体・組織の責任者や実務者等に参加していただき、「福祉関係団体ヒアリング」を実施しました。対象となる団体には事前にアンケート(ヒアリング調書)を実施した上で、懇談会形式で実施しました。

■福祉関係団体ヒアリングの実施内容■

ヒアリング対象団体		団体	みやま市老人クラブ連合会 みやま市ボランティア連絡協議会 高田町障害児者親会 みやま市身体障がい者福祉協会			
開 催 日		日	平成 29 年 11 月 7 日			
開	催	場	所	みやま市役所 大会議室		

Ⅱ 現状と課題

第1章 市の現状と課題

(1) 少子高齢化の進行

平成7年から平成27年にかけての本市の人口(国勢調査人口)の動きをみると、減少傾向が続き、平成27年では38,139人となっています。

人口構造を年齢 3 区分でみると、 $0\sim14$ 歳の年少人口は平成 7 年の 7,884 人から平成 27 年には 4,336 人と 20 年間で 3,548 人減少しており、少子化傾向が顕著となっています。総人口に占める構成比も平成 7 年の 16.4% から 11.4% (全国 12.5%) に低下しています。

15~64歳の生産年齢人口は、29,975人から20,503人へと減少し、構成比は62.5%から53.8%(全国60.0%)に低下しています。

一方、65 歳以上の老年人口(高齢者人口)は、平成7年の10,069人から平成27年には13,270人へと、3,201人の増加となり、構成比も21.0%から34.8%(全国26.3%)となっており、超高齢化が進んでいます。

■年齢別人口の推移■

単位<u>:</u>人

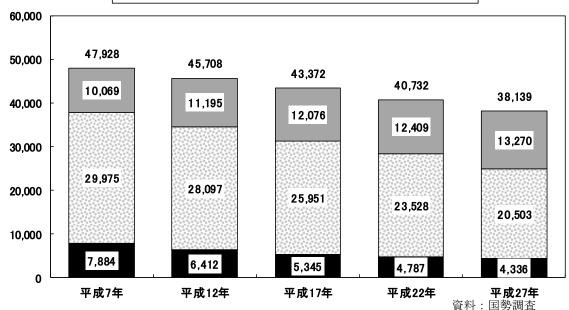
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
15歳未満	7,884	6,412	5,345	4,787	4,336
15~64歳	29,975	28,097	25,951	23,528	20,503
65歳以上	10,069	11,195	12,076	12,409	13,270
年齡不詳	0	4	0	8	30
総人口	47,928	45,708	43,372	40,732	38,139

単位:%

(割合)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
15歳未満	16.4	14.0	12.3	11.8	11.4
15~64歳	62.5	61.5	59.8	57.8	53.8
65歳以上	21.0	24.5	27.8	30.5	34.8

注:平成7~17年は合併前の旧町の合計

(人) ■ 年少人口 □ 生産年齢人口 □ 高齢者人口 総人口 (0~14歳) (15~64歳) 65歳以上



(2) 核家族化と世帯規模の縮小

本市の世帯数 (国勢調査の世帯数) は、平成 17 年の 13,095 世帯をピークに減少に 転じ、平成 27 年では 12,941 世帯となっています。

一世帯あたりの人員は平成7年の3.71人から平成27年には2.95人(全国2.33人)となり、減少しています。

また、世帯類型別には、「核家族世帯」が増加し、平成 27 年では一般世帯数 12,895 世帯の 56.8%に当たる 7,323 世帯となっており、核家族化が進行しています。

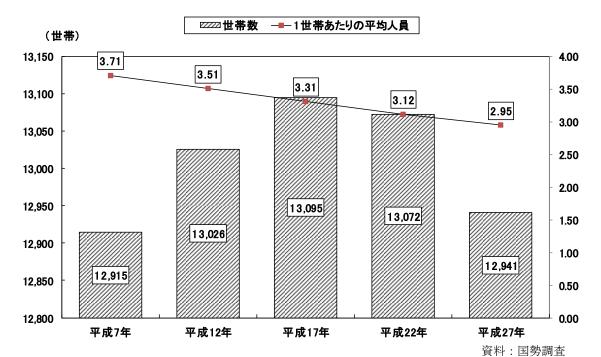
そうした中、65歳以上の高齢者単身世帯(ひとり暮らしの高齢者世帯)が増えており、平成27年には1,568世帯となっているほか、高齢者夫婦のみの世帯も同様に増加し平成27年には1,953世帯となっています。

このように世帯数の増加と核家族化が進むことによって、ひとり暮らしの高齢者世 帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加する傾向にあり、地域での見守りや支え合いの必要 性が高まっています。

■世帯数と世帯人員の推移■

単位:世帯数(世帯)、1世帯あたりの平均人員(人)

					37 13 17
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	12,915	13,026	13,095	13,072	12,941
1世帯あたりの平均人員	3.71	3.51	3.31	3.12	2.95



■世帯類型別の推移■

畄位⋅卅単

		中区 巴市			
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	12,915	13,026	13,095	13,072	12,941
一般世帯数	12,902	13,010	13,074	13,045	12,895
一般世帯のうち核家族世帯	6,752	6,868	7,043	7,254	7,323
一般世帯のうち単身者の世帯	1,369	1,740	2,005	2,237	2,557
65歳以上の高齢単身者世帯	738	994	1,214	1,316	1,568
65歳以上の親族のいる世帯	6,742	7,355	7,773	7,874	8,170
高齢者夫婦世帯	1,026	1,270	1,519	1,701	1,953

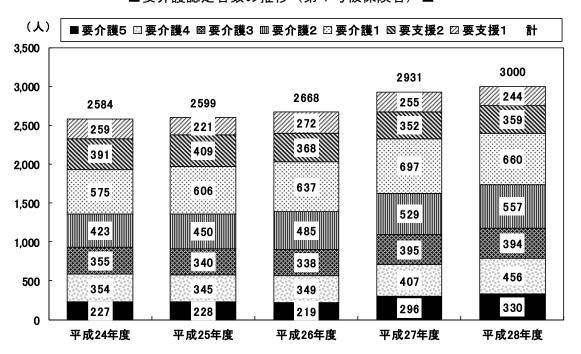
注:高齢者夫婦世帯:夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

(3)介護や支援を必要とする市民の状況

①要介護認定者数の動向

第1号被保険者のうち要介護認定者数は、平成24年度の2,584人から平成28年度には3,000人へと、416人の増加となり、認定率(認定者数÷第1号被保険者数)は20.5%から22.1%(全国18.0%)へと増加しています。

■要介護認定者数の推移(第1号被保険者)■



単位:人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
要介護 5	227	228	219	296	330
要介護 4	354	345	349	407	456
要介護3	355	340	338	395	394
要介護 2	423	450	485	529	557
要介護 1	575	606	637	697	660
要支援 2	391	409	368	352	359
要支援1	259	221	272	255	244
計	2584	2599	2668	2931	3000

注:各年度3月31日現在 資料:みやま市介護支援課資料

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
高齢者人口 (65歳以上) (人)	12, 384	12, 623	13, 175	13, 415	13, 524
認定率(%)	20. 5	20. 0	20. 2	21.8	22. 1

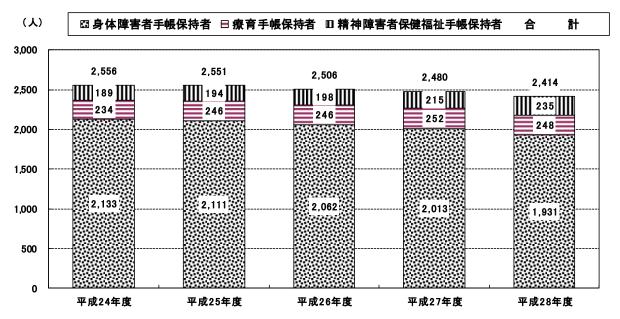
注:各年度3月31日現在資料:みやま市介護支援課資料

②障がい者の動向

障がい者は、平成 28 年度現在で身体障害者手帳保持者が 1,931 人、療育手帳保持者が 248 人、精神障害者保健福祉手帳保持者が 235 人となっており、「身体障害者手帳保持者」は減少、「療育手帳保持者」は横ばい、「精神障害者保健福祉手帳保持者」は増加傾向にあります。

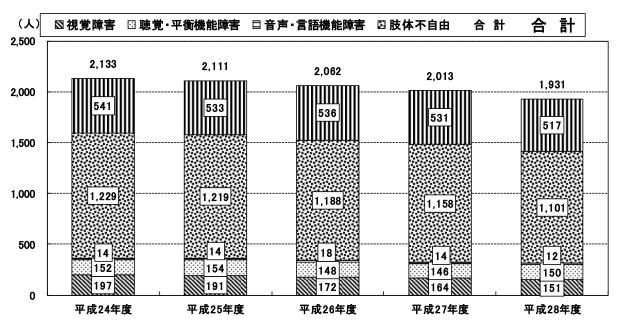
身体障害者手帳保持者の保持者の障がい部位別では、視覚障害と肢体不自由と内部障がいは減少しており、また、聴覚平衡機能障害と音声・言語・そしゃく機能障害は横ばい傾向にあります。

■障がい種類別障がい者数の推移■



注:各年度3月31日現在 資料:みやま市調べ

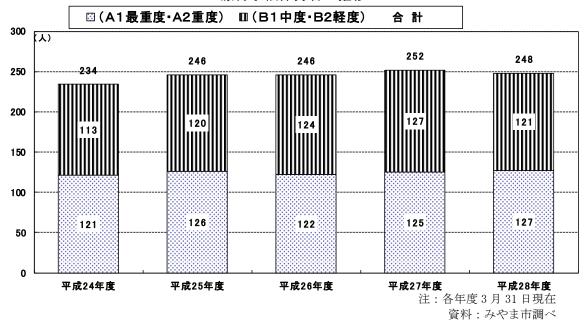
■身体障害者手帳保持者の障がい部位別■



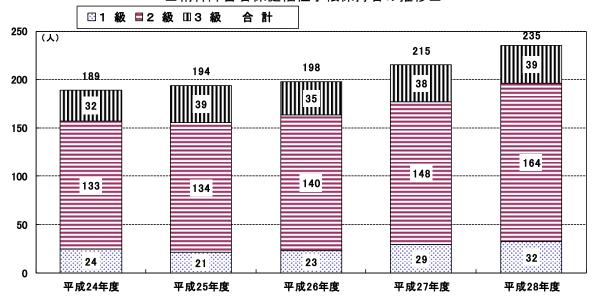
注:各年度3月31日現在 資料:みやま市調べ また、療育手帳所持者は、最重度・重度、中軽度ともに増加ないし横ばい傾向で 推移しています。

精神障害者保健福祉手帳保持者は、1級、2級は増加、3級は増加ないし横ばい傾向にあります。

■療育手帳保持者の推移■



■精神障害者保健福祉手帳保持者の推移■



注:各年度3月31日現在 資料:みやま市調べ

障がい者の公的サービスは、平成18年の障害者自立支援法の施行によって、従来、 障がいの種類ごとに分かれていたサービスの提供の仕組みが一元化されると同時に、 「施設から地域への移行」を促進する施策方針が打ち出されており、何らかの支援 を必要とする障がい者が増加していくことが見込まれます。

また、障がい者の高齢化とともに、その家族介護者の高齢化が進む中で、障がい

者が生涯にわたり安心して自立した生活を送ることができるよう、地域ぐるみでの 支援の仕組みが一層必要となっています。

さらに、同法のねらいの一つとして、「障がい者がもっと働ける社会」の構築も 掲げられており、就労移行支援事業の推進とともに、地域全体での取り組みが求め られます。

③老人クラブの動向

老人クラブの会員数は平成 24 年度の 4,558 人から平成 28 年度には 3,428 人に減少しています。また、単位老人クラブ数も平成 24 年度の 74 クラブから平成 28 年度には 61 クラブにまで減少しています。

■老人クラブの推移■

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
会員数(人)	4,558	4,390	4,121	4,001	3,428
単位老人クラブ数(クラブ)	74	71	68	66	61

注:各年度3月31日現在 資料:みやま市調べ

4 児童扶養の動向

ひとり親家庭などの児童のための「児童扶養手当」の受給者は、少子化による子どもの人口の減少にもかかわらず、平成 24 年度の 306 人から平成 28 年度には 314 人に増加しています。

精神または身体に障がいを有する 20 歳未満の児童の保護者に対して支給される「特別児童扶養手当」の受給者は増加ないし横ばい傾向にあります。

■児童扶養手当受給者数の推移■

単位:件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
件数	306	303	308	318	314

注:各年度3月31日現在 資料:みやま市調べ

■特別児童扶養手当受給者数の推移■

単位:人

					<u> </u>
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支給人員	61	60	65	65	65

注: 各年度3月31日現在 資料: みやま市調べ

⑤生活保護世帯の動向

生活保護世帯は平成 24 年度の 330 世帯から平成 28 年度には 280 世帯に減少しています。また、人員は平成 24 年度の 469 人から平成 28 年度には 365 人に減少しています。

■生活保護の被保護人員・世帯数の推移■

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
世帯数(世帯)	330	313	292	285	280
人員(人)	469	427	401	385	365
保護率(‰)	11.6	10.7	10.2	10.0	9.6

注:保護率とは、保護人員の人口千人当たりの 比率

注:各年度3月31日現在

資料:みやま市調べ

⑥自殺者数の動向

市全体の自殺者数は、平成24年度は18人、平成28年度は9人となっています。

■自殺者数の推移■

単位:人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人数	18	6	7	9	9

資料:厚生労働省自殺対策推進室「自殺の統計」

(4) 地域コミュニティの変容と地域一体となった取り組みへの期待

少子高齢化や世帯構造の変化が進んでいく中で、支援を必要とする市民に対し、地域として一体的に取り組む課題は数多く、多様化しています。

しかし一方で、地域コミュニティそのものが人口減少や少子高齢化に伴って大きく変容し、一部にはコミュニティ機能の維持が危惧される状況が見受けられます。

このような状況に対して、市民にとって身近な問題である福祉分野において、隣近所を始めとして、市内15小学校区などの地域単位で一体となって、主体的に諸課題の解決に取り組むことが期待されています。

■校区別の人口・世帯数等■

	総人口	65 歳以上 高齢者数	高齢化率	15 歳未満 児童数	世帯数
	(人)	(人)	(%)	(人)	(世帯)
市内	38,296	13,524	35.3	4,297	14,241
校区平均	2,553	902	35.3	286	949
上庄校区	1,852	664	35.9	178	731
下庄校区	5,303	1,689	31.8	673	2,054
本郷校区	1,036	382	36.9	97	355
南校区	3,689	1,182	32.0	450	1,396
大江校区	3,455	1,116	32.3	379	1,232
水上校区	3,264	1,174	36.0	354	1,243
清水校区	2,196	846	38.5	212	799
旧山川南部校区	1,593	616	38.7	178	571
旧山川東部校区	3,042	1,143	37.6	319	1,097
江浦校区	2,045	828	40.5	200	758
二川校区	3,665	1,207	32.9	540	1,439
岩田校区	2,455	907	36.9	303	901
開校区	2,148	806	37.5	202	760
旧飯江校区	1,254	490	39.1	87	439
旧竹海校区	1,299	474	36.5	125	466

注:平成29年4月1日現在

第2章 地域福祉についての市民の意向

(1) 住民意識調査

計画の策定にあたり、地域福祉に係る市民の意識とニーズを把握するため、住民意識調査を以下のとおり実施しました。その結果からみえる課題を整理します。

①「顔のみえる」市民相互の関係づくりの必要性

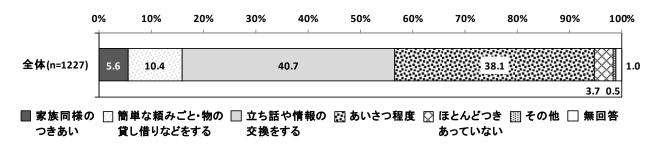
市民相互の関係について、近所づきあいの程度をみると、「立ち話や情報の交換をする」が 40.7%で最も多く、次いで、「あいさつ程度」38.1%、「簡単な頼みごと・物の貸し借りなどをする」10.4%、「家族同様のつきあい」5.6%の順となっています。なお、「ほとんどつきあっていない」という人はわずか3.7%となっています。

男性は「あいさつ程度」、女性は「立ち話や情報の交換をする」が最も多くなっています。

年齢別にみると、年齢の低いほど「あいさつ程度」が多く、20歳代以下では76.1%を占めています。「立ち話や情報の交換をする」は60~64歳で51.8%、65~74歳で47.2%となっています。親密なつきあいの割合は年齢が高いほど高く、対照的に「あいさつ程度」や「ほとんどつきあっていない」という人の割合は年齢が低いほど高くなっています。

若い世代を始めとして、地域への関心を高め、常に顔のみえる市民相互の関係を深めるとともに、支援を必要とする人が社会的に孤立しないようにするための「見守り」などの地域の取り組みも必要です。

■近所の人とのつきあいの程度■

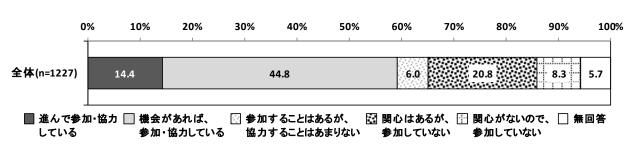


②ボランティア等の地域活動への市民の参画の促進

地域活動への参加の状況をみると、地域の行事や活動等への参加状況は、「機会があれば、参加・協力している」が44.8%で最も多く、これに「進んで参加・協力している」14.4%を加えた『参加・協力している』人は59.2%となっています。

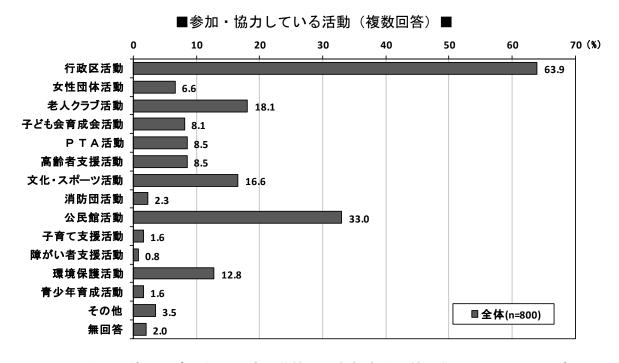
年齢別にみると、参加協力率が50%を超えるのは、40歳代以上で、20歳代以下では21.1%、30歳代では41.7%となっています。

市民は地域活動への参加意欲があり、実際に参加している人も多いことがわかります。地域福祉を推進していくための市民の地域活動への参加意識をより一層啓発する必要があります。



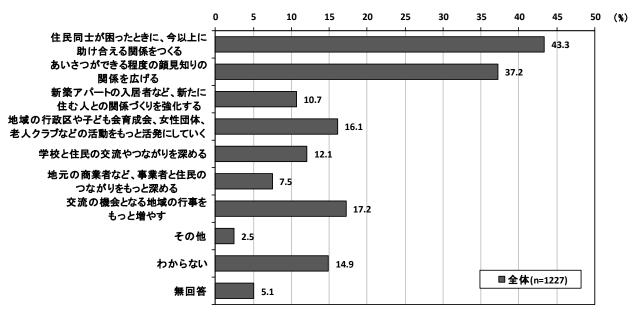
■地域の行事や活動等への参加状況■

地域の行事や活動等に『参加している』人(800人)に、その活動を尋ねたところ、「行政区活動」が63.9%と圧倒的に多く、「公民館活動」、「老人クラブ活動」、「文化・スポーツ活動」の順となっています。



こうした結果を踏まえ、地域活動等への参加意向を持つ住民ができる限り多く、 実際の活動に取り組めるよう、参加しやすい環境づくりが求められます。 また、地域の活動や行事が活発に行われるために大切なことは、「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」が43.3%で最も多く、次いで、「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」、「交流の機会となる地域の行事をもっと増やす」、「地域の行政区や子ども会育成会、女性団体、老人クラブなどの活動をもっと活発にしていく」の順になっています。

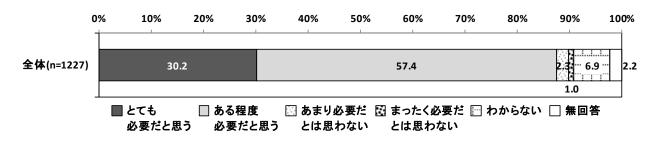
■地域の行事や活動が活発に行われるために大切なこと(複数回答)■



③住民相互の自主的な支え合い、助け合いについて

地域の福祉課題に対する、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性については、「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」を合わせた『必要と思う』人の割合は87.6%となっています。一方、「まったく必要だとは思わない」と「あまり必要だとは思わない」を合わせた『必要とは思わない』人はわずか3.3%となっています。ほとんどの人が住民相互の自主的な支え合い、助け合いは程度の大小はあるものの必要と思っています。

■住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性に対する意識■

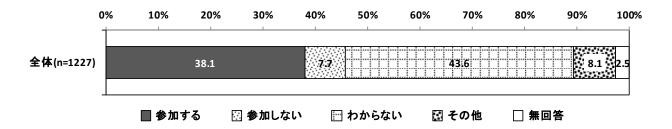


住民相互の自主的な支え合い、助け合いの活動に参加を求められた場合、「参加する」は 38.1%、「参加しない」は 7.7%となっています。ただし、「わからない」という人が 43.6%となっています。

年齢別にみると、参加意向を持つ人の割合が60歳代以上で40%~50%と他の年代に比べて高くなっています。一方、参加意向を持つ人の割合が低いのが20歳代から30歳代で、30%に達していません。

住民の皆さんのほとんどが住民相互の助け合い、支え合いなどの必要性を認識しておられます。また、助け合いの活動への参加意向については、「わからない」と答えられた方が4割を超えていることから、「具体的に何をすればよいのか。」「どんな役割を担えばよいのか。」を明確にする必要があります。

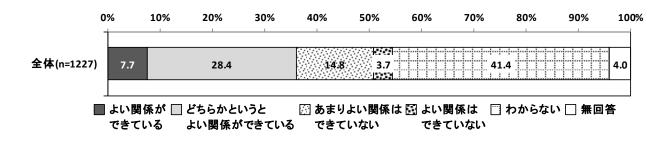
■住民相互の自主的な支え合い、助け合いの活動への参加意向■



④今後の地域福祉推進のあり方について

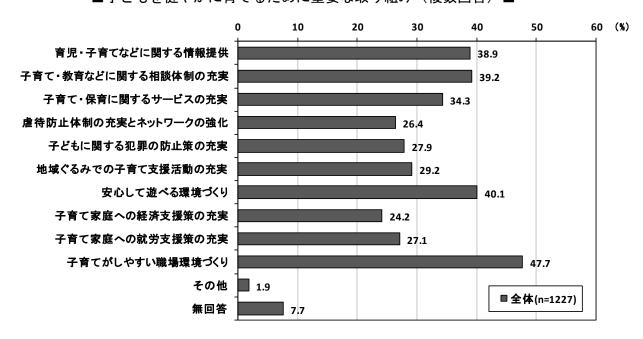
地域福祉に関する市行政と住民との協働については、「よい関係ができている」と「どちらかというとよい関係ができている」を合わせた『よい関係ができている』は36.1%となっています。また、「わからない」という人が41.4%を占めています。 今後もさらに、市民と行政の相互理解と協働体制づくりに努める必要があります。

■地域福祉推進上の住民と市行政との関係■



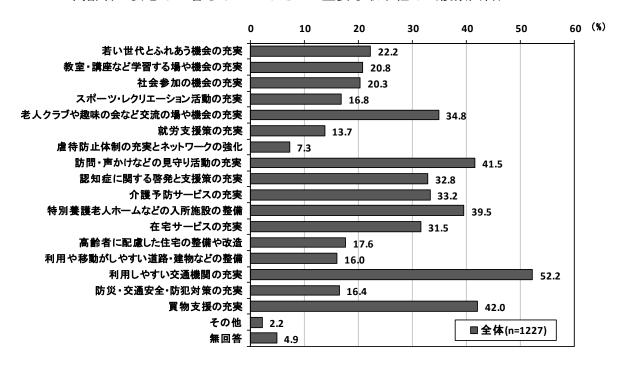
子どもを健やかに育てるために重要な取り組みとしては、「子育てがしやすい職場環境づくり」、が47.7%と最も多くなっています。次いで「安心して遊べる環境づくり」、「子育て・教育などに関する相談体制の充実」、「育児・子育てなどに関する情報提供」、「子育て・保育に関するサービスの充実」の順となっています。

■子どもを健やかに育てるために重要な取り組み(複数回答)



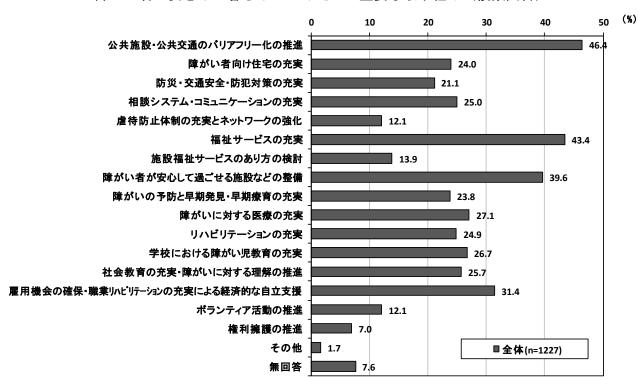
高齢者が安心して暮らしていくために重要な取り組みとしては、「利用しやすい 交通機関の充実」が 52.2%で最も多くなっています。次いで「買物支援の充実」、 「訪問・声かけなどの見守り活動の充実」、「特別養護老人ホームなどの入所施設 の整備」の順となっています。

■高齢者が安心して暮らしていくために重要な取り組み(複数回答)■



障がい者が安心して暮らしていくために重要な取り組みとしては、「公共施設・公共交通のバリアフリー化の推進」(46.4%)と「福祉サービスの充実」(43.4%)が 40%台で並び、次いで「障がい者が安心して過ごせる施設などの整備」、「雇用機会の確保・職業リハビリテーションの充実による経済的な自立支援」の順となっています。

■障がい者が安心して暮らしていくために重要な取り組み(複数回答)

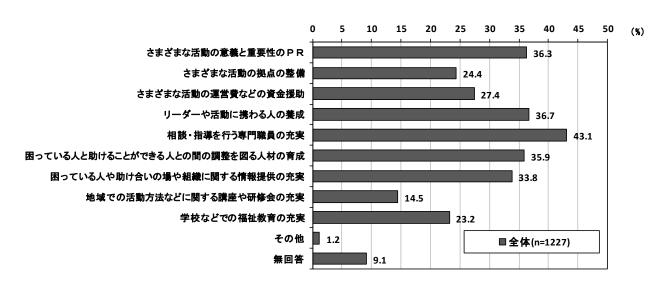


地域福祉を推進していくには、地域での活動をより活発化するとともに、地域の ニーズに対応したサービスの提供や施設の展開が求められます。

今後、地域福祉を推進していくために重要なこととしては、「相談・指導を行う専門職員の充実」が 43.1%と最も多くなっています。次いで「リーダーや活動に携わる人の養成」、「さまざまな活動の意義と重要性のPR」、「困っている人と助けることができる人との間の調整を図る人材の育成」、「困っている人や助け合いの場や組織に関する情報提供の充実」の順となっています。

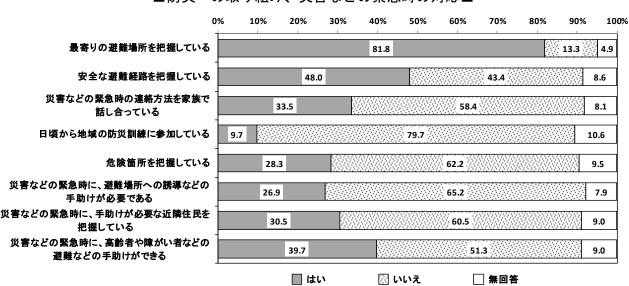
地域福祉を担う人づくりが上位を占めています。

■地域福祉を推進していくために重要な取り組み(複数回答)■



⑤災害時への対応について

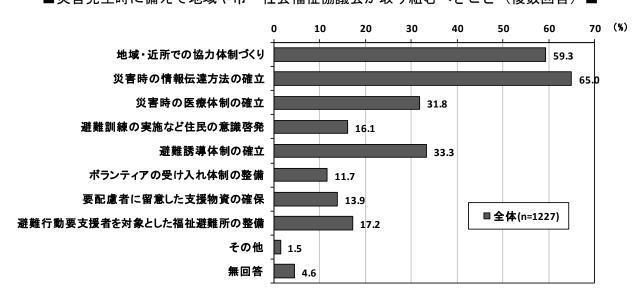
防災に対する日頃からの取り組みや、災害などの緊急時の対応についてみると、 『最寄りの避難場所を把握している』は 81.8%と非常に多くなっていますが、これ ら以外は、いずれも半数を下回っています。中でも、『日頃から地域の防災訓練に 参加している』は 9.7%と非常に少なくなっています。



■防災への取り組み、災害などの緊急時の対応■

災害発生時に備えて、地域や市・社会福祉協議会が取り組むべきこととしては、「災害時の情報伝達方法の確立」(65.0%)と「地域・近所での協力体制づくり」(59.3%)の2つが特に多くなっています。次いで「避難誘導体制の確立」、「災害時の医療体制の確立」の順となっています。

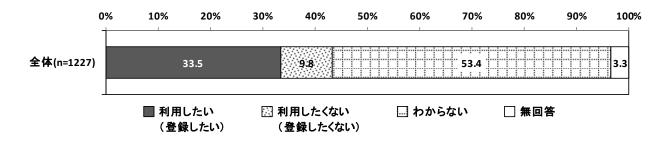
■災害発生時に備えて地域や市・社会福祉協議会が取り組むべきこと(複数回答)■



災害時に避難誘導などの支援を受けるための登録制度については、「利用したい (登録したい)」は33.5%にとどまり、「わからない」が53.4%と半数を超えてい ます。

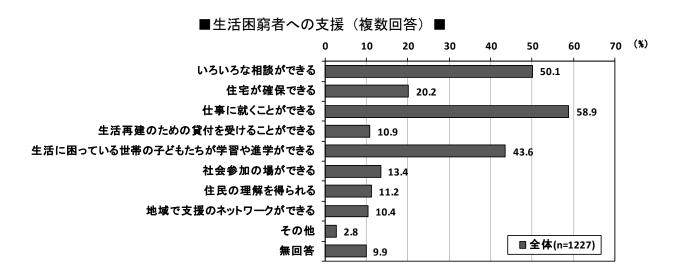
災害時に避難誘導などの支援を受けるための登録制度の周知と理解をしていただくための情報提供と啓発を図る必要があります。

■災害時に避難誘導などの支援を受けるための登録制度■



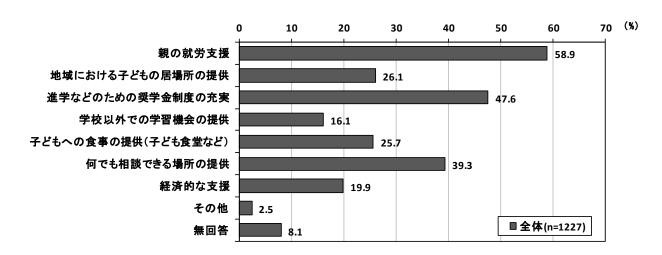
⑥生活困窮者への支援について

生活困窮者への必要な支援としては、「仕事に就くことができる」(58.9%)と「いろいろな相談ができる」(50.1%)の2つが半数を超え、次いで「生活に困っている世帯の子どもたちが学習や進学ができる」の順となっています。



子どもの貧困への支援としては、「親の就労支援」が 58.9%と最も多くなっています。次いで「進学などのための奨学金制度の充実」、「何でも相談できる場所の提供」、「地域における子どもの居場所の提供」、「子どもへの食事の提供(子ども食堂など)」、「経済的な支援」、「学校以外での学習機会の提供」の順となっています。

■子どもの貧困への支援(複数回答)■



(2) 校区意見交換会

校区意見交換会結果の概要は以下のとおりです。

■校区意見交換会結果の概要■

		■校区意見交換会結果の概要■
		主要課題
		・高齢者の交流の場としてのいきいきサロンの充実と参加促進⑭
		・高齢者世帯、特にひとり暮らしの方の 見守りや声かけ⑬
		·高齢者のごみ出しの支援③
	高齢者福祉	・ 老人クラブ への参加促進と充実 ⑨
		・高齢者と子どもの <mark>交流の</mark>
		·認知症高齢者対策⑧
		·高齢者の 交通手段や移動支援⑦
		・障がい者の見守りや声かけ②
	障がい者	・交流やふれあいの促進①
	福祉	・障がい者支援のための情報・個人情報③
		・障がい者にやさしい施設整備②
		・子どもの見守り、子ども見守り隊の充実⑪
		・子育て支援⑤
	子育て	(交流、子どもボランティア、子育て相談、情報提供、男性の育児参加)
	THC	子どもの遊び場・遊び環境の充実
		(遊具整備、公園整備、遊び場の確保、昔遊びの指導、公園利用促進)
		·少子化対策③
		・地域活動の充実と参加促進⑮
		(公民館活動、行事、祭りへの参加、祭りの復活、ボランティア、小中学生
		や若者の参加、リーダーや人材育成)
	地域活動	地域リーダーの育成④
		・ボランティアの育成と地域活動への参加⑤
		・祭り の活性化と継承 ④
意		・社会福祉協議会の組織の強化②
見		·民生委員の人材確保 ③
交		
換		あいさつがよくできている。今後も大人からあいさつするなどして継続
結	交流•近所	8
果	付合い	・近所付き合いの励行⑫
O		・交流の場や機会の確保や充実⑩
概		・福祉バスの運行回数、路線、停留所の見直し8
要	交通手段と	・買い物支援や代行@
	日常生活支	・移動手段の確保⑨
	援サービス	(タクシー券、乗合タクシー、福祉バス、コミュニティバス、路線バス、移動
		支援ボランティア)
		·情報提供の促進 ⑩
		・情報伝達のための回覧板の活用③
	情報提供	•情報伝達のための <mark>広報誌</mark> の活用 ③
		・インターネット勉強会①
		・情報の共有③
		・個人情報の取扱方法の検討②
		・街灯・防犯灯の設置の
		・防災対策の充実位 (Rtw/ total or a control of the cont
	DE VEL DE 200	(防災体制の充実、自主防災組織、消防団、防災体制の周知や啓発、避
	防犯•防災	難場所の整備と周知、空き家対策)
		・消防団員の確保と組織づくりや機材の整備②
		・ 防犯対策 の強化②(空き家対策、防犯カメラ)
		・空き家対策③
		· 交通安全対策 の充実 ⑫
		(登下校の見守り、道路整備、歩道整備、標識整備、信号整備、PR、高
	交通安全そ	齢者の安全運転)
	の他	・道路整備③ - 北道整備®
		・歩道整備⑤ ・高齢者の安全運転の指導・啓発①
		「同節目の女生理転の相等"合光仏

注: それぞれのご意見の後ろに付した数字は、そのご意見が出たグループの数を示しています。例えば、⑩は、 今回編成した15 グループの内、10 グループでご意見が出たことを示しています。

注:交通手段と日常生活支援サービスについてのご意見の「福祉バス」は平成29年2月末で廃止され、コミュニティバスに変わりました。 **30**

Ⅲ 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

(1)基本理念

みやま市に住むだれもが健康で快適に暮らせる地域社会を確立するためには、福祉 サービスの質・量の両面にわたる充実を図る必要があります。加えて、隣近所の助け 合い、支え合いなどの地域における住民活動が大切です。

今日の福祉のあり方は、市民自らが自分らしく生きる努力を行うこと(自助)を前提に、支援が必要となったときには、適切なサービスを選択でき、安心して暮らせる環境を市民みんなの力で築き上げていくことが求められています。

こうした考え方に立ち、本市のめざす地域福祉の将来像を、第1次みやま市総合計画の地域福祉分野の目標を勘案しつつ、「だれもが健康で安心して暮せる福祉のまちづくり」とします。

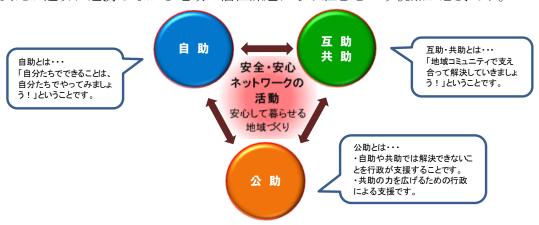
本市のめざす地域福祉の将来像 だれもが健康で安心して暮せる福祉のまちづくり

(2) 基本的な視点

地域には、現在の仕組みだけでは対応しきれない多様な生活課題があります。 本計画の策定において、課題解決の方策を考えるにあたっては、「自助、互助・共助、 公助」という視点をとりあげました。

視点 「自助、互助・共助、公助」

自分自身や家族で問題解決に向けて努力する「自助」、地域でお互いに支え合う「互助・共助」、制度に基づく公的な福祉サービスである「公助」、これら3つの支えが適切に連携しながら地域の福祉課題に取り組むという視点が必要です。

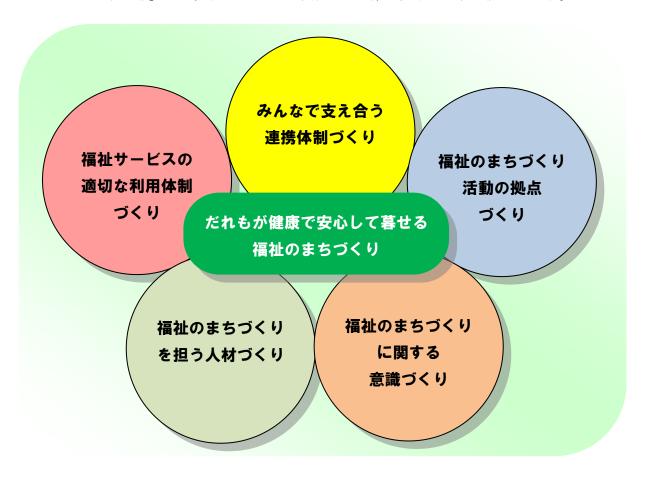


※公助は、自助と互助・共助をしっかりと支えていきます。

第2章 計画の基本目標

(1)計画の基本目標

「基本理念」を実現するための施策推進の目標を以下のように設定します。



①みんなで支え合う連携体制づくり

地域福祉が抱えるさまざまな課題に対応していくためには、行政サービスだけで は限界があります。

すべての市民が住み慣れた地域の中で孤立することなく、安心感の高い生活を送ることができるよう、地域の中で暮らし、実情を理解した地域住民や地域の企業・団体、ボランティアなどへ呼びかけてネットワークを形成し、地域の実状に即した効果的な支援策を展開します。

②福祉のまちづくり活動の拠点づくり

身近な地域で地域福祉を推進するためには、その活動に参加しやすい環境を整える必要があります。このため、地域の公民館など既存の地域資源を活用した活動の拠点づくりを支援します。

③福祉のまちづくりに関する意識づくり

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりの自助、自立を基本に、他者への 思いやりや助け合いの心など、人と人との温かい心のふれあいが大切です。

このため、地域における連帯感を育み、市民相互の助け合い、支え合いの意識が高まるよう、福祉に関する教育、さまざまな広報活動、地域における行事や活動等を通して、地域福祉に対する理解を深め、人に優しい意識づくりを推進します。

4個温心のまちづくりを担う人材づくり

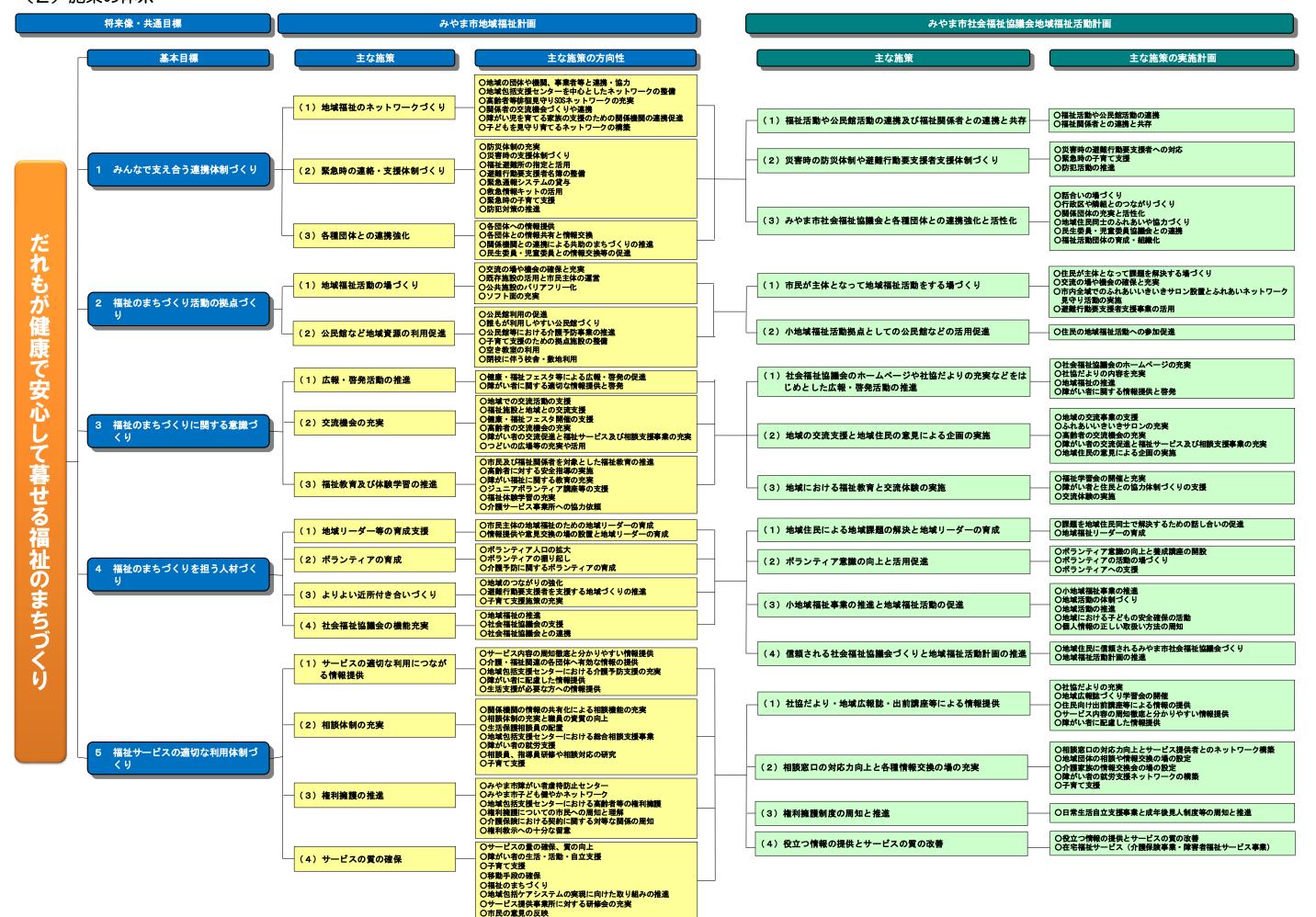
地域福祉を支えるのは、市民一人ひとりの活動です。人と人とが助け合い、支え合う福祉の心を基本として、活動の推進役となる地域リーダーをはじめ、活動に関わる人材の確保・育成策の充実を図ります。

⑤福祉サービスの適切な利用体制づくり

市民一人ひとりが住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるためには、必要なサービスを身近で気軽に利用できる環境をつくることが求められます。

このため、障がい者福祉や高齢者福祉、子育て支援等、地域におけるさまざまな福祉ニーズを把握し、適切なサービス利用につながる情報提供や相談体制等の充実を図ります。

(2) 施策の体系



(3) みやま市地域福祉計画の主な施策の実施方針

基本目標	主な施策	主な施策の方向性(主な事業)	平成30 平成34 前 半 後 半	方針・目標
		○地域の団体や機関、事業者等と連携・協力		
		○地域包括支援センターを中心としたネットワークの整備	\rightarrow	
	(1)地域福祉のネッ	○高齢者等徘徊見守りSOSネットワークの充実	\rightarrow	
	トワークづくり	○関係者の交流機会づくりや連携		
	, ,	○障がい児を育てる家族の支援のための関係機関の連携	—	
		促進 ○子どもを見守り育てるネットワークの構築		
		○庁ともを見れり自てる不クトラークの構築		
		○ 災害時の支援体制づくり		
みんなで支え合		○福祉避難所の指定と活用		
連携体制づくり	(2)緊急時の連絡・	○避難行動要支援者名簿の整備	•	
	支援体制づくり	○緊急通報システムの貸与	\rightarrow	
		○救急情報キットの活用		
		○緊急時の子育て支援	\longrightarrow	
		○防犯対策の推進		
	(0) な任団仏) かま	〇各団体への情報提供 ○ 2月 (4) (2) はおりはおりは		
	(3) 各種団体との連 携強化	○各団体との情報共有と情報交換		
	1557出16	○関係機関との連携による共助のまちづくりの推進 ○民生委員児童委員との情報交換等の促進		
		○氏生安貞允重安貞とが情報交換寺の促進○交流の場や機会の確保と充実		
	(1) 地域福祉活動の	○既存施設の活用と市民主体の運営		
	場づくり	○公共施設のバリアフリー化		
	***	○ソフト面の充実	—	
2 福祉のまちづく		○公民館利用の促進	\Rightarrow	
活動の拠点づくり		○誰もが利用しやすい公民館づくり	\rightarrow	
		○公民館等における介護予防事業の推進	\rightarrow	
	域資源の利用促進	○子育て支援のための拠点施設の整備		
		○空き教室の利用 ○思は第一位には、14年1月		
	(a) E to 56 %)T #L	○閉校に伴う校舎・敷地利用		157/5
	(1)広報・啓発活動 の推進	○健康・福祉フェスタ等による広報・啓発の促進○障がい者に関する適切な情報提供と啓発		1回/年
	の推進	○障がいるに関する適切な情報症性と含光 ○地域での交流活動の支援		
		○福祉施設と地域との交流支援		
		○健康・福祉フェスタ開催の支援		1回/年
	(2)交流機会の充実	○高齢者の交流機会の充実		1 1
3 福祉のまちづく		○障がい者の交流促進と福祉サービス及び相談支援事業		
)に関する意識づ		の充実		
くり		○つどいの広場等の充実や活用	\rightarrow	
	(3)福祉教育及び	○市民及び福祉関係者を対象とした福祉教育の推進		
		○高齢者に対する安全指導の実施		
		○障がい福祉に関する教育の充実		
	体験学習の推進	○ジュニアボランティア講座等の支援○福祉体験学習の充実		
		○倫性体験子首の元夫 ○介護サービス事業所への協力依頼		
	(1)地域リーダー等	○市民主体の地域福祉のための地域リーダーの育成		
	の育成支援	○情報提供や意見交換の場の設置と地域リーダーの育成		
		○ボランティア人口の拡大		
	(2)ボランティアの育	○ボランティアの掘り起し	\rightarrow	
4 福祉のまちづく	成	○介護予防に関するボランティアの育成	\rightarrow	
を担う人材づくり	(3)よりよい近所付	○地域のつながりの強化		
721577(4) 2(7)	き合いづくり	○避難行動要支援者を支援する地域づくりの推進		
	C () ()	○子育て支援施策の充実		•
	(4)社会福祉協議 会の機能充実	○地域福祉の推進		
		○社会福祉協議会の支援○社会福祉協議会との連携		
		○サービス内容の周知徹底と分かりやすい情報提供		
	(1)サービスの適切	○介護・福祉関連の各団体へ有効な情報の提供		
		○地域包括支援センターにおける介護予防支援の充実		
	報提供	○障がい者に配慮した情報提供		
		○生活支援が必要な方への情報提供	\rightarrow	
		○関係機関の情報の共有化による相談機能の充実		
		○相談体制の充実と職員の資質の向上	\Rightarrow	
	(-) I = = 16 (I 1 1 - 1 1 1	○生活保護相談員の配置		
	(2)相談体制の充実	○地域包括支援センターにおける総合相談支援事業		
		○障がい者の就労支援		
		○相談員、指導員研修や相談対応の研究○子育て支援		
福祉サービスの		○ナ育 く又佐○みやま市障がい者虐待防止センター		
適切な利用体制づ		○みやま市子ども健やかネットワーク		
(9	(0) 444144444 ~ 14114	○地域包括支援センターにおける高齢者等の権利擁護		
	(3)権利擁護の推進	○権利擁護についての市民への周知と理解	<u> </u>	
		○介護保険における契約に関する対等な関係の周知		
		○権利教示への十分な留意		
		○サービスの量の確保、質の向上		
		○障がい者の生活・活動・自立支援		
	(1) 2	〇子育て支援 〇子行		
	(4)サービスの質の			
	確保	○福祉のまちづくり		
		○地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みの推進○サービス提供事業所に対する研修会の充実		
		○サービス提供事業所に対する研修会の允美 ○市民の意見の反映		
		I ンコロチ(V*7 応 7ロ*7/入り)、		

(4) みやま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の実施計画

基本目標	主な施策	主な施策の実施計画	具体的な事業・活動	取組方向	平成30 前半	平成34 後半
	(1)福祉活動や公	○福祉活動や公民館活動の連携	校区社協との連携 ふれあいネットワーク事業	拡充 拡充	133	
	民館活動の連携及 び福祉関係者との 連携と共存	○福祉関係者との連携と共存	ふれあいネットワーク事業	拡充		
		○災害時の避難行動要支援者への対応	ふれあいネットワーク事業 避難行動要支援者名簿の活用	拡充 拡充		
	2) 災害時の防災体制や要援護者支援体制づくり	○緊急時の子育て支援	ファミリーサポートセンター	拡充		\Rightarrow
	本中 ・フヘリ	○防犯活動の推進	小地域福祉活動事業	拡充		→
1 みんなで支え合う連携体制づくり		○話合いの場づくり	校区社協との連携 小地域福祉活動事業	拡充 拡充		
		○行政区や隣組との繋がりづくり	地域座談会の開催	拡充		\Rightarrow
	(3)みやま市社会福祉協議会と各種	○関係団体の充実と活性化	各種団体助成事業	拡充		
	団体との連携強化 と活性化	○地域住民同士のふれあいや協力づくり	校区社協との連携	拡充		\Rightarrow
		○民生委員児童委員協議会との連携	民生委員児童委員協議会との連携強化	拡充		
		○福祉活動団体の育成・組織化	各種団体助成事業	拡充		\Rightarrow
		○住民が主体となって課題を解決する場づくり	地域ネットワーク会議(仮称)の設置	拡充		
	(1)市民が主体と	○交流の場や機会の確保と充実	福祉センター等の活用	拡充		\Rightarrow
 福祉のまち づくり活動の 拠点づくり 	なって地域福祉活動をする場づくり	○市内全域でのふれあいいきいきサロン設置とふれあいネットワーク見守り活動の実施	ふれあいいきいきサロン・ふれあいネット ワーク事業相談支援	拡充		\Rightarrow
JCM - V		○避難行動要支援者支援事業の活用	ふれいネットワーク事業	拡充		
	(2)小地域福祉活動 拠点としての公民館な どの活用促進	○住民の地域福祉活動への参加促進	小地域福祉活動事業	拡充		
		○社会福祉協議会のホームページの充実	ホームページ運営	拡充		
	(1)社会福祉協議会 のホームページや社 協だよりの充実などを	○社協だよりの内容を充実	社協だより発行	拡充		
	はじめとした広報・啓 発活動の推進	○地域福祉の推進	市民福祉講座 福祉協力校助成事業	拡充 拡充		
		○障がい者に関する情報提供と啓発	障がい児者交流会 社協だより・ホームページ運営	拡充 拡充		
		○地域の交流事業の支援	校区社協との連携	拡充		
3 福祉のまち	(2)地域の交流支	○ふれあいいきいきサロンの充実	ふれあいいきいきサロン	拡充		
づくりに関する 意識づくり	援と地域住民の意 見による企画の実	○高齢者の交流機会の充実	各種団体助成事業	拡充		
,	施	○障がい者の交流促進と福祉サービス及び相談 支援事業の充実	障がい児者交流事業	拡充		
		○地域住民の意見による企画の実施	地域座談会の開催	拡充		\longrightarrow
		○福祉学習会の開催と充実	市民福祉講座	拡充		\longrightarrow
	(3)地域における 福祉教育と交流体	○障がい者と住民との協力体制づくりの支援	手話奉仕員養成講座	改変		
験の実施	験の実施	○交流体験の実施	障がい児者交流事業 福祉協力校助成事業 ボランティア連絡協議会との連携	拡充 拡充 拡充		

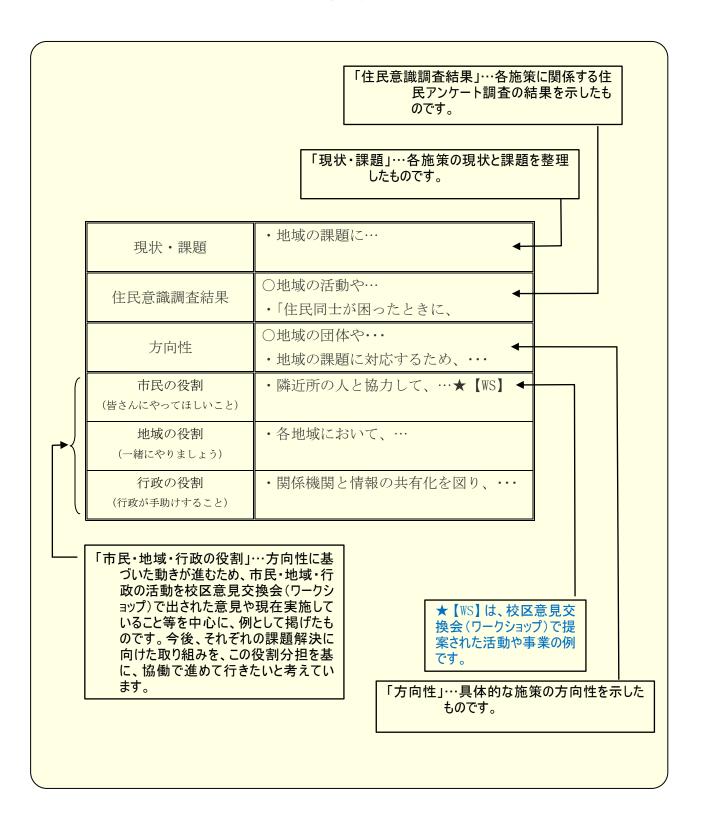
基本目標	主な施策	主な施策の実施計画	具体的な事業・活動	T	平成30	平成34
五 个口标	工作框架		事業・活動名	取組方向	前半	後半
域	(1)地域住民による地域課題の解決と地域	○課題を地域住民同士で解決するための話し合いの促進	小地域福祉活動 地域座談会の開催	拡充 拡充		
	リーダーの育成	○地域福祉リーダーの育成	介護予防普及啓発事業(受託事業) 校区社協との連携	拡充 拡充		
		○ボランティア意識の向上と養成講座の開設	ボランティアセンター ボランティア養成講座	拡充 拡充		
	(2)ボランティアの 育成	○ボランティアの活動の場づくり	ボランティアセンター ボランティアアドバイザーの設置	拡充 拡充		
		○ボランティアへの支援	ボランティア連絡協議会との連携	拡充		
4 福祉のまち づくりを担う人 材づくり		○小地域福祉事業の推進	市民福祉講座	拡充		
	(3)小地域福祉事 業の推進と地域福	○地域活動の体制づくり	市社協職員の資質向上	拡充		
	祉活動の促進	○地域活動の推進	校区社協との連携	拡充		\Rightarrow
		○地域における子どもの安全確保の活動	ふれあいネットワーク事業	拡充		\Longrightarrow
	(4)信頼される社会 福祉協議会づくりと	○地域住民に信頼されるみやま市社会福祉協議 会づくり	地域座談会の開催 ホームページ運営・社協だより発行	拡充 拡充		
	地域福祉活動計画 の推進	○地域福祉活動計画の推進	地域福祉活動計画推進	拡充		
		○社協だよりの充実	社協だより発行	拡充		
		○地域広報誌づくり学習会の開催	校区社協実務者研修会	拡充		
	(1)社協だより・地域広報誌・出前講	○住民向け出前講座等による情報の提供	地域座談会の開催	拡充		
	座等による情報提 供	○サービス内容の周知徹底と分かりやすい情報 提供	情報提供資料の充実	拡充		
		○障がい者に配慮した情報提供	情報提供資料の充実	拡充		
		○個人情報の取扱方法の検討	情報提供資料の充実	拡充		
5 福祉サー	(2)相談窓口の対 応力向上と各種情 報交換の場の充実	○相談窓口の対応力向上とサービス提供者との ネットワーク構築	心配ごと相談事業 総合相談窓口の開設	拡充 拡充		
ビスの適切な 利用体制づく り		○地域団体の相談や情報交換の場の設定	福祉センター等の活用 地域座談会の開催	拡充 拡充		
		○介護家族の情報交換会の場の設定	在宅介護者のつどい	拡充		
		○障がい者の就労支援ネットワークの構築	心配ごと相談事業 総合相談窓口の開設	拡充 拡充		
		○子育て支援	つどいの広場 ファミリーサポートセンター 子育てサロン助成事業	拡充 拡充 拡充		
	(3)権利擁護制度 の周知と推進	○日常生活自立支援事業と成年後見人制度等の周知と推進	日常生活自立支援事業 生活支援員養成講座	拡充 拡充		
	(4)役立つ情報の	○役立つ情報の提供とサービスの質の改善	総合相談窓口の開設 在宅福祉サービス	拡充 拡充		
	提供とサービスの 質の改善	○在宅福祉サービス(介護保険事業・障がい者 福祉サービス事業)	在宅福祉サービス	拡充		

注: は、優先的、重点的に実施することを示しています。 は、継続して取り組んでいくことを示しています。

注: 具体的な事業・活動の取組方向の「新規」、「改変」、「拡充」とは以下のとおりです。 「新規」は、新たに事業を始めること。 「改変」は、既存の事業の仕組や内容を変更すること。 「拡充」は、既存の事業の仕組や内容を充実・発展させること。

IV 地域福祉計画

■表の見方■



第1章 みんなで支え合う連携体制づくり

(1) 地域福祉のネットワークづくり

現状・課題	 ・地域における課題に対応するためには、地域住民、関係団体、行政のネットワークを今後もさらに強化する必要があります。 ・民生委員児童委員協議会役員会には行政が参加し、ボランティア連絡協議会総会には行政、社会福祉協議会がともに参加するなど、市内の福祉関係機関との情報交換に努めています。 ・高齢者や障がい者などのニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを提供できるよう、地域におけるネットワークづくりや関係機関との連携を図る必要があります。
	・個人情報を適切に取り扱いつつ、地域住民が高齢者や障がい者の 情報を共有する必要があります。
	〇 地域の活動や行事が活発に行われるために大切なこと(複数回
住民意識調査結果	 答) ・「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」(43.3%)と「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」(37.2%)の2つが多くなっています。 〇 地域福祉に関する市行政と住民との協働の状況について ・「よい関係ができている」、は7.7%、「どちらかというとよい関係ができている」は28.4%となっており、両者を合計した『よい関係ができている』は36.1%となっています。一方、「あまりよい関係はできていない」は14.8%、「よい関係はできていない」は3.7%となっており、『あまりよい関係はできていない』は18.5%となっています。 ・『よい関係ができている』の方が多くなっているものの、約3分の1にとどまり、41.4%は「わからない」としています。 ・住民同士の助け合いをベースに市民、関係機関、行政の連携による福祉のネットワークをつくる必要があります。
方向性	 ○地域の団体や機関、事業者等と連携・協力 ・地域における課題に対応するため、地域の団体や機関、事業所などと連携・協力し、地域の実情に応じた効果的な活動を展開できるよう、地域福祉のネットワークづくりに努めます。 ・地域において子どもを育てるための環境づくりを、関係団体や機関と連携・協力して支援します。 ・地域の保健・医療・福祉・介護のサービスの提供を総合的に連絡調整し、高齢者や障がい者等の尊厳を守り地域で支えるシステム

りを推進します。 〇地域包括支援センターを中心としたネットワークの整備 ・地域の保健医療サービス及び福祉サービスの提供を総合的に連絡 調整し、高齢者の尊厳を守り地域で支えるシステムを構築してい くため、地域包括支援センター運営協議会をはじめ、関係機関や 団体との連携を密にし、地域包括支援センターを中心としたネッ トワークの整備を図ります。 ・ネットワークを構築するにあたっては、支援を必要とする人のニ ーズを満たせるように努めます。 ○認知症高齢者等見守り SOS ネットワークの充実 ・認知症高齢者を早期発見するための支援体制を構築するととも に、日常的に高齢者等の見守り支援を実施できる体制づくりを進 め、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、 関係機関が相互に連携して効果的な支援を行うため、認知症高齢 者等見守り SOS ネットワークの充実を図ります。 ○関係者の交流機会づくりや連携 ・各小学校の障がい児を育てる親たちの交流の機会づくりを支援す るとともに、支援学級や支援学校の保護者の連携を支援します。 方向性 ・地域で子どもを育てる環境づくりを事業所や関係機関と連携・協 力して支援します。 ○障がい児を育てる家族の支援のための関係機関の連携促進 ・各療育機関、医療、学校、児童デイサービスをつなげるパイプ役 として障がい児を育てる家族を支援します。 〇子どもを見守り育てるネットワークの構築(次期計画における新 規施策) ・行政や民間団体で連携・協力して、子どもたちの悩みを受け止め られるよう、さまざまな機会を通じて子どもたちを対象とした相 談の取り組みを充実させます。また、放課後や週末などにおける 子どもたちの居場所や、地域の空きスペースでの活動など、子ど もたちが仲間同士や地域の人と触れ合い、さまざまな活動を行う ことで、地域の中で子どもが育つ取り組みを進めます。 ・隣近所の人と協力して、災害時を含め、支援を必要とする人の日 市民の役割 (皆さんにやってほしいこと) 頃からの見守りのネットワークに参加します。 地域の役割 各地域において、ひとり暮らしの高齢者や、障がい者の地域にお (一緒にやりましょう) ける見守りのネットワーク(避難行動要支援者の支援等)や支援 体制をつくります。 ・子育て支援関係者等の交流の機会を設けるなど、地域全体で子ど 地域の役割 もを育てる環境をつくります。 (一緒にやりましょう)

を構築するため、関係機関が連携して支援するネットワークづく

	・障がい児を育てる親の交流の機会をつくるとともに、支援学級や
	支援学校の保護者の連携を図ります。
	・地域全体で子どもを育てていける環境をつくり、子どもは地域の
	みんなで育てます。
	・高齢者や障がい者の支援のため、関係機関との情報の共有化を図
	るとともに、連携強化に努めます。
	・関係機関の協力を得ながら、制度の周知を進めます。
	・高齢者や障がい者の支援に対応するネットワークづくりを推進し
	ます。
47 71 0 40 to 1	・地域の子どもたちの安心・安全な成長を支援するネットワークづ
行政の役割 (行政が手助けすること)	くりを推進します。
(11000 1000)	・社会福祉協議会による地域福祉活動を支援するとともに、市民へ
	の情報提供に努めます。
	・地域での見守り活動を行うため、避難行動要支援者名簿の情報を
	適切に提供します。
	・個人情報の管理について、民生委員児童委員などの研修や学習会
	のさらなる充実を図ります。

(2) 緊急時の連絡・支援体制づくり

	ナロる時の立場のは古ようというとし
	・市民の防災意識は高まっています。
	・本市では、平成23年3月に策定した「みやま市災害時要援護者
	避難支援プラン」に基づき取り組んできました。その後、東日本
	大震災を受けて災害対策基本法が改正され、名称を「みやま市避
	難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」に変更しました。
現状・課題	・地域のつながりが希薄になっている現状で、災害時などの緊急連
JUNC HARACE	絡体制や要支援者の支援が、より一層必要となっています。
	・ひとり暮らしの高齢者が増加しており、万一の緊急時に高齢者を
	支援するための取り組みが必要となっています。
	・高齢者が安心して生活するためには、家庭内の事故や急病、災害
	時などへの備えや自助、互助・共助、公助の取り組みが求められ
	ます。
	〇地域の福祉課題(ひとり暮らしの高齢者の見守り、子どもへの虐
	待、孤立死など)への関心の有無について
	・「とても関心がある」が 18.2%、「ある程度関心がある」が 61.8%、
	両者を合計した『関心がある』は80.0%と、非常に多くなってい
	ます。地域の福祉課題に対する関心が強く持たれています。
	〇地域の福祉課題に対する、住民相互の自主的な支え合い、助け合
	いの必要性について
	・「とても必要だと思う」、が 30.2%、「ある程度必要だと思う」が
	57.5%、両者を合計した『必要だと思う』は 87.7%と、非常に多
住民意識調査結果	く なっています。住民の皆さんのほとんどが住民相互の助け合
	い、支え合いなどの必要性を認識しておられます。「具体的に何
	をすればよいのか。」「どんな役割を担えばよいのか。」を今回の
	計画の中で明確にする必要があります。
	〇住民相互の自主的な支え合い、助け合いの活動に参加を求められ
	た場合
	・住民相互の自主的な支え合い、助け合いの活動への参加について
	は、「参加する」が 38.1%、「参加しない」が 7.7%、「わからな
	い」が 43.5%となっています。 住民相互の支え合い、助け合いの
	必要性を周知、啓発をする必要があります。
	〇防災体制の充実
	・避難訓練の実施、防災体制の周知や啓発などの防災体制の充実を
方向性	図ります。★【WS】
	・火事などの防災対策のための自主防災組織の充実、防災訓練の実
	施等を行います。★【WS】
	〇災害時の支援体制づくり

- ・災害時の避難場所の確保と周知徹底を図ります。★【WS】
- ・避難行動要支援者名簿の充実を図ります。

〇福祉避難所の指定と活用

・民間福祉施設も含め、新たな福祉避難所の指定に努めます。

〇避難行動要支援者名簿の整備

- ・災害時に家族等の支援が困難で何らかの助けを必要とする高齢者 のみの世帯の方や重度の障がい者などの避難行動要支援者が、災 害時における支援を地域の中で受けられるように、また地域内で 安全・安心に暮らすことができるようにするため、避難行動要支 援者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者名簿の充実を図 ります。
- ・地域住民や関係機関と連携・協力しながら、あらかじめ災害時に 避難支援が必要な高齢者等の状況を把握し、情報共有を図り、災 害時の避難支援や地域内の日頃の見守り活動等の支援が可能と なるよう個別支援計画の策定に努めます。

○緊急通報システムの貸与

- ・ひとり暮らしの高齢者等が急病などの緊急時の通報や各種相談が できる緊急通報装置を設置することで、日常生活での不安解消及 び緊急時の迅速な対応を行います。
- ・受信センターに専門的知識を有するオペレーターを 24 時間 365 日配置し、ひとり暮らしの高齢者等の家庭内の事故・病気等による通報を受け付け、緊急対応(消防署通報、親族・関係者へ連絡) を行います。
- ・月1回の安否確認を行うとともに、日常的に健康相談や生活相談 等への対応も併せて行います。

〇救急情報キットの活用

・高齢者や障がい者など要援護者世帯について、安全・安心を確保することを目的に、万一の救急時に救急隊等に医療情報等を的確に 伝え適切に対応できるよう、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を入れ自宅に保管するための専用の容器「救急情報キット」を配布します。

○緊急時の子育て支援

- ・親の病気など、緊急時の子育て支援の充実に努めます。
- ・病児保育、病後児保育等、緊急時の子育て支援の充実に努めます。

〇防犯対策の推進

・防犯に関する研修会等を実施します。

方向性

	災害時に自分の命や財産を守るのは自分自身であるということを 自覚します。
	・避難訓練に参加するとともに、災害時の避難所などを日頃から確
市民の役割	認します。
(皆さんにやってほしいこと)	・平常時においても、支援を必要とする高齢者や障がい者などに
	対する「見守り」や「声かけ」に努めます。
	・平常時においても、地域のことや隣近所の付き合いを大事にし
	ます。
	・緊急時連絡網を作成します。
	・日頃から見守りや声かけをします。
	・区長、民生委員児童委員、消防団員などが中心となった自主防災
	組織を確立します。
地域の役割	・自分の地域の実情に合った防災マップをつくります。
(一緒にやりましょう)	・避難行動要支援者の登録を機に、日頃から地域におられる避難行
	動要支援者の支援体制をつくります。
	・市内各地区の連携や消防団組織や機材の充実に努めます。★【WS】
	・親が病気で入院した時や急用ができたときに見守ってもらえる場
	の整備を地域のみんなで検討します。
	・避難行動要支援者の避難体制を整備します。
	・関係機関と連携して、段階的に福祉避難所等の施設の充実及び活
行政の役割	用を図ります。
(行政が手助けすること)	・地域への自主防災組織の設立支援と啓発を行います。
	・コミュニティ無線の拡大・拡充を図ります。
	・空き家が多くなっており、空き家の防犯・防災対策を実施します。
	★ [WS]

(3) 各種団体との連携強化

現状・課題	 ・民生委員児童委員と学校や地域の連携や、民生委員児童委員と行政との情報交換を定期的に行っています。 ・福祉の推進には地域の理解が不可欠であり、民生委員児童委員との情報交換を中心とした地域との連携について、さらに充実に努める必要があります。 ・高齢者等の孤立化防止や見守り活動については、民生委員児童委員が核となっており、必要に応じ連携しています。 ・身体障がい者福祉協会等任意団体との情報交換を必要に応じて行っています。
住民意識調査結果	 ○福祉推進員・ふれあい活動員の役割や活動の認知状況について ・「よく知っている」は 7.3%、「ある程度知っている」は 22.2%、両者を合計した『知っている』は 29.5%にとどまっています。一方、「あまり知らない」は 39.4%、「まったく知らない」は 29.2%で両者を合わせると 68.6%を占めています。福祉推進員・ふれあい活動員の役割や活動は、あまり認知されていないという状況です。 ○民生委員児童委員の役割や活動の認知状況について ・「よく知っている」は 7.6%、「ある程度知っている」は 33.1%、両者を合計した認知率は 40.7%となっています。一方、「あまり知らない」は 37.6%、「まったく知らない」は 20.2%で両者を合わせると 57.8%を占めています。民生委員児童委員の役割や活動は、あまり認知されていないという状況です。
方向性	 ○各団体への情報提供 ・各団体に対して制度の周知や情報の提供を行います。 ○各団体との情報共有と情報交換 ・地域の理解や連携・協力が必要な施策については、それぞれの地域課題を共有できるよう、情報交換を行い、地域に密着したサービスの提供に努めます。 ・みやま市身体障がい者福祉協会や高田町障害児者親会、各種福祉団体等の情報交換を行えるように努めます。 ○関係機関との連携による互助・共助のまちづくりの推進 ・高齢化社会における高齢者の現状や課題などについて地域住民の認識を深め、市民の福祉意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携による地域内の高齢者の見守り活動等を支援し、地域における互助・共助のまちづくりを推進します。 ・「みやま市障がい福祉サービス事業所連絡会(サポートみやま)」との情報交換に努めるとともに、さまざまな課題について検討を

	行っていきます。
方向性	〇民生委員児童委員との情報交換等の促進
	・民生委員児童委員との情報交換等に努めます。
1	・隣近所の方に、支援を必要とする方の「見守り」をお願いします。
市民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	・地域の行事等に積極的に参加します。
(achiev seimov ce)	・障がいのある方も積極的に地域の行事に参加します。
地域の役割	・地域の福祉団体の育成に協力します。
(一緒にやりましょう)	・障がい者等の団体とふれあえる行事を行います。
	・適切な情報提供体制を整備します。
行政の役割	・各種地域福祉団体の育成を行いながら、連携を図ります。
(行政が手助けすること)	・民生委員児童委員の役割や活動を広報等を通じ周知していき
	ます。

注:★【WS】とは、校区意見交換会(ワークショップ)における市民の皆さんのご意見です。

第2章 福祉のまちづくり活動の拠点づくり

(1)地域福祉活動の場づくり

	・福祉センターや地域の公民館を活動拠点として、市民が主体とな
	って、ふれあいいきいきサロンやボランティア活動が行われてい
	ます。
	・公共施設等は概ね整備されており、多くの住民の方が利用されて
	います。
	・子育て支援のための拠点となる場は、つどいの広場等が開設され
現状・課題	ていますが、母親が家に閉じこもってしまうことへの対策等のた
	め、集まれる場所がさらに必要です。
	・障がい者の家族同士が交流できる場所や障がい者と地域の方が交
	流できる場所が必要です。
	・引きこもりの方の家族が集まれる場所や障がい者の家族同士や地
	域の方との交流のための場所の整備は進んでおらず、整備に努め
	る必要があります。
	〇地域の活動や行事が活発に行われるために大切なことについて
	(複数回答)
	・「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」
住民意識調査結果	(43.3%) と「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」
	(37.2%) の 2 つが多くなっています。。 住民同士の助け合いと
	ともに、交流の機会となる地域の行事などの地域福祉活動の場づ
	くりが求められています。
	〇交流の場や機会の確保と充実
	・地域で行う行事や祭りなどの地域活動の充実を支援します。★
	(ws)
	・地域住民が気軽に地域活動やボランティア活動に参加できるよ
	う、身近な活動の場づくりを支援します。
	・障がい児を育てる親たちの交流の機会づくりを支援します。
方向性	・障がい者のスポーツ、文化活動を支援します。
	・子育て支援関係者が定期的に集まり、話し合う場やお母さんたち
	が集まれる場づくりを支援します。
	〇既存施設の活用と市民主体の運営
	・福祉センターを活動拠点として積極活用するほか、地域の公民館
	をはじめ、既存の建物を活用して、市民が主体となって運営する
	拠点づくりを支援します。
	〇公共施設のバリアフリー化

0	
	・障がいのある方も公共施設を利用でき、地域活動に参加できるよ
	うバリアフリー化に努めます。
	〇ソフト面の充実
方向性	・建物などのハード面は整備されており、今後は運用などのソフト
	面の充実に努めます。
	・同種の団体の意見交換会の実施から始め、異なる分野も含めた関
	係団体の交流へと拡大していきます。
	・自分から地域へ出ていきます。
市民の役割	・地域づくり活動の場に積極的に参加するとともに、ボランティア
(皆さんにやってほしいこと)	活動に参加します。
	・障がいのある方も地域活動に積極的に参加します。
	・地域づくりやボランティア活動の場を提供します。
	・地域の行事や祭りの活性化と継承に努めます。★【WS】
地域の役割	・障がい児を育てる親たちの交流の機会づくりを支援します。
(一緒にやりましょう)	・障がい者のスポーツ、文化活動を支援します。
	・子育て支援関係者が定期的に集まり、話し合う場やお母さんたち
	が集まれる場をつくります。
行政の役割	・福祉センターなどの管理運営に努めます。
(行政が手助けすること)	・既存の公共施設の活用を検討します。

(2) 公民館など地域資源の利用促進

	・公民館は地域住民が気軽に集える場所として重要な役割を果たしています。
	・子育て支援の拠点となる施設の整備が必要となっていますが、子
現状・課題	育て支援の拠点となる施設の整備は進んでいません。
	・公民館など既存の地域資源を活用した地域づくりや地域福祉活動
	への支援に継続して努めています。
	・公民館等ではふれあいいきいきサロンが開催され、住民の交流と
	地域活動の活性化が図られています。
	〇参加・協力している活動について(複数回答)
	・地域の行事や活動等に『参加している』人(800 人)に、その活
	動を尋ねたところ、「行政区活動」が 63.9%と圧倒的に多く、次
住民意識調査結果	いで「公民館活動」(33.0%)、「老人クラブ活動」(18.1%)、「文
	化・スポーツ活動」(16.6%)、「環境保護活動」(12.8%) となっ
	ています。行政区活動とともに、公民館活動への参加が多くなっ
	ており、公民館の重要性がうかがえます。
	〇公民館利用の促進
	・公民館の施設利用の便宜を図り、市民がより利用しやすい体制づ
	くりに努めます。
	〇誰もが利用しやすい公民館づくり
	・障がいのある方も利用しやすいようにするための体制づくりに努
	めます。
	〇公民館等における介護予防事業の推進
	・地域の公民館等で行われる、ふれあいいきいきサロンなどを介護
	予防の拠点として捉え、介護予防普及啓発のため、講師を派遣し、
方向性	介護予防に関する普及啓発、及び人材の育成を支援します。
	〇子育て支援のための拠点施設の整備
	・子育て支援のための拠点施設の整備については、既存の公共施設
	の活用等を含め検討していきます。
	〇空き教室の利用
	・小中学校の空き教室の利用については、学校再編と併せて検討し
	ていきます。
	〇閉校に伴う校舎・敷地利用
	・公共施設跡地等活用検討委員会の検討内容に基づき、取り組みを
	進めていきます。
	・公民館活動やふれあいいきいきサロン等、地域福祉活動に積極的
市民の役割	に参加します。
(皆さんにやってほしいこと)	・障がいのある方も公民館活動に積極的に参加します。
	・ふれあいいきいきサロン等地域の活動等を行いながら、地域福祉
地域の役割	の向上に努めます。
(一緒にやりましょう)	・地域の方も障がいのある方と一緒になって公民館活動に参加し
	ます。
	O / 0

行政の役割 (行政が手助けすること) ・地域における活動拠点の確保・充実のため、公共施設のバリアフリー化などとともに、多様な既存施設の有効活用を支援します。
★【WS】

第3章 福祉のまちづくりに関する意識づくり

(1) 広報・啓発活動の推進

現状・課題	 ・各地域で開催する市民参加の集いや団体の行事の中で、それぞれの地域における福祉課題をテーマにした話合いや、福祉活動に取り組む機会を設けるなど、積極的に地域福祉に関する取り組みが浸透するよう働きかけています。 ・地域における行事などを地域の団体の情報交換の場としています。また、市内のボランティア団体の連絡協議会の設置を支援し、情報交換の場としていますが、さらなる情報交換の場が必要です。 ・福祉に関するまつりは「健康・福祉フェスタ」として取り組んでいます。 ・地域包括支援センターの認知度を高める必要がありますが、知名度は高まっています。 ・地域包括支援センターの認知度を高める必要がありますが、知名度は高まっています。 ・いきいきサロンや介護予防教室を通して要介護状態となることの予防に取り組んでます。 ・出前講座を通して、障がいをお持ちの方への理解に努めましたが、希望団体のみへの啓発であることが課題となっています。 ・民生委員児童委員への生活保護に関する制度説明は必要に応じ実施しています。【福祉事務所・子ども子育て課・介護支援課・地域包括支援センター】
住民意識調査結果	○福祉サービスや福祉活動に関する情報の入手先について(複数回答) ・福祉サービスや福祉活動に関する情報の入手先としては、「市広報」が69.7%と圧倒的に多くなっています。次いで「行政区の役員・行政区の回覧板」(32.8%)、「社協だより」(31.1%)となっています。分かりやすい市広報の充実とともに、多様な手段で広報・啓発を図る必要があります。また、「特にない」という人の割合が40歳未満で2割~3割と高くなっており、情報に対する関心の薄さがうかがえます。
方向性	 ○健康・福祉フェスタ等による広報・啓発の促進 ・福祉や健康に係わる多くの団体が参加する、健康・福祉フェスタのより一層の充実を図り、参加団体や市民に対し、地域福祉への理解を深めていきます。 ○障がい者に関する適切な情報提供と啓発 ・障がい者福祉に関する地域住民の啓発・理解に努めます。★【WS】

	・地域の方に障がいや病気に対する理解をしていただけるような場
	を提供するとともに、障がいのある方の法律やサービスの内容、
	手続き等について、適切な情報提供を図ります。
	・ボランティア活動に参加しようという意識を持ちます。
	・障がいのある方も積極的に情報を知ることができるよう、地域や
	行政に働きかけます。
	・交通安全教室に参加して、交通安全意識の啓発とモラルの向上に
市民の役割	努めます。
(皆さんにやってほしいこと)	・回覧板を活用して地域活動についての意見を集めます。
	・障がい者の特性を知り、支援します。
	・ハンディを持っていても自分でできることは自分でするように心
	がけます。
	・年齢を重ねても生きる喜びを持ちます。
	・老人クラブなどの地域の組織を活用して啓発活動に努めます。
	・障がいのある方に思いやりの気持ちをもって一緒に情報を共有し
	ます。★【WS】
地域の役割	・地域の方に障がいや病気に対する理解をしていただける場(講
(一緒にやりましょう)	話・お話会の開催)を提供します。
	・ボランティア連絡協議会が行う、ジュニアボランティア講座を通
	して、子どもたちのボランティア活動に対する、意識の高揚に努
	めます。
	・市民の皆さんの地域福祉活動への参加促進のための情報収集及び
	情報提供並びに啓発に努めます。
	・高齢者の介護予防事業への参加の促進を図るため、介護予防に
	関するパンフレットの配布、ふれあいいきいきサロン等の各地域
	組織へ講師等の派遣、福祉センター等における「いきがい教室」
	や「アクティビティ認知症予防教室」の開催など、介護予防に資す
	る基本的な知識を普及啓発するための事業の充実を図ります。
行政の役割	・地域の高齢者が気軽に相談できるように地域包括支援センターの
(行政が手助けすること)	パンフレットを配布するなどPRを行うとともに、市民の方の身
	近な存在として地域包括支援センターが認知されるよう積極的
	に地域における出前講座等を実施します。
	・障がい者関係の基本的な制度説明やサービスの内容、利用手続き
	等について、広報やチラシ、パンフレット等さまざまな媒体を活
	用して、わかりやすく、かつ障がいの種類に応じた障がい者支援
	状況等の適切な情報提供の機会をつくります。★【WS】

(2)交流機会の充実

(乙) 文派協会	
現状・課題	 ・地域づくり活動、ふれあいいきいきサロン、子ども会活動、福祉 関係団体の交流会など、地域での交流行事を進めるための活動支援を行い、交流できる機会・場の充実を図っています。 ・地域に住む異なる世代の人たちが交流し、助け合いや支え合いの仕組みをつくることに努めています。 ・少子化により、同年齢の子どもたちの横のつながりとともに、縦のつながりの重要性が増しています。市内 10ヶ所に設置されていた学童保育所は新たに「一般社団法人みやま放課後児童クラブ」に統合して運営され、同じく市内10ヶ所に設置されています。学年を超えた交流は活発に行われ、さらに地域を超えた交流も図られるようになりました。 ・健康・福祉フェスタを実施し、地域住民との交流及び福祉のまちづくりの啓発に取り組んでいます。 ・高齢化の進行に伴い、ひとり暮らしの高齢者が増え、閉じこもり予防や交流機会のさらなる確保が必要となっており、いきいきサロン等を通して高齢者の閉じこもり予防に努めています。 ・つどいの広場での中学生の体験活動や、保育所での異世代交流を推進しています。 ・障がいをお持ちの方のさまざまな地域行事への参加支援として、手話通訳者等の派遣を実施しています。
住民意識調査結果	 ○地域の行事や活動等への参加状況について ・地域の行事や活動などへの参加については、「進んで参加・協力している」が 14.4%、「機会があれば、参加・協力している」が 44.7%、両者を合計した『参加・協力している』は 59.1%となっています。 ○地域の行事や活動等に参加しない理由について (複数回答)・地域の行事や活動等に「関心はあるが、参加していない」と回答した人 (357人) に、参加しない理由を尋ねたところ、地域の行事や活動に参加していない理由としては、「仕事を持っているので時間がない」が 35.9%と最も多くなっています。次いで「健康や体力に自信がない」(22.7%)、「一緒に活動する仲間や友人がいない」(14.3%)となっています。 ○ 地域の活動や行事が活発に行われるために大切なことについて(複数回答)・地域における活動や行事が、もっと活発に行われるようにしていくために大切なこととしては、「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」(43.3%)と「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」(37.2%)の2つが多くなっています。市民の皆さんは、住民同士の人間関係をつくるとともに、交流の機会を増やすことが大切であると考えています。

方向性	 ○地域での交流活動の支援 ・地域における交流行事への活動を支援し、世代間交流の機会が充実するよう、地域行事の活性化等を働きかけていきます。 ・在宅で高齢者の介護を行っている人や子育て中の親など、同じ悩みを抱えている人同士が、交流できる場の充実を図ります。 ○福祉施設と地域との交流支援 ・地域住民が福祉への関心を高めるには、地域における福祉施設等との交流促進が大切です。福祉施設と地域の交流イベント等が充実するよう支援します。 ○健康・福祉フェスタ開催の支援 ・健康・福祉フェスタ開催の支援 ・健康・福祉フェスタ開催の支援 ・健康・福祉フェスタ開催の支援 ・健康・福祉フェスタ開催の支援 ・健康・福祉フェスタ開催の支援を行い、福祉関係団体と地域との交流を促進します。 ○高齢者の交流機会の充実 ・高齢者が身近な地域で社会奉仕やいきがい活動を行うことにより、コミュニケーションの活性化、閉じこもりの防止、健康の維持が図られるよう、老人クラブや老人クラブ連合会の自主的な活動及び参加の促進を支援するとともに、高齢者と子どもの交流を促進します。★【WS】 ○障がい者の交流促進と福祉サービス及び相談支援事業の充実・地域の交流行事に障がい者も参加できるように支援します。 ・障がい者主催のイベントの実施や障がい者向けのサークル活動の実施を支援します。 ・障がい福祉サービス及び相談支援事業の充実を図ります。【福祉事務所】
	○つどいの広場等の充実や活用・つどいの広場など各事業の開催については、開催日や内容につい
	て関係機関の意見を聞きながら事業の充実を図ります。
市民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	 ・老人クラブに加入します。★【WS】 ・障がいのある方も積極的に交流行事に参加します。 ・高齢者との交流や支援は、子どもが小さい時から家庭で教えます。 ・健康・福祉フェスタ等、地域の交流行事に参加します。 ・障がい者自身が元気になり、自ら友達を作ります。 ・障がいを持っていても毎日の生活の中で家族と一緒に外出するように努めます。 ・第三者の理解を得るため、障がい者(児)の家族の方から心を開き、いろんな場所に参加します。
地域の役割 (一緒にやりましょう)	 ・ふれあいいきいきサロンへの参加を呼びかけます。★【WS】 ・障がいのある方や養護者に交流行事への参加を呼びかけます。 ・福祉関係団体の交流会で、情報交換と理解を深めます。 ・障がい者や高齢者介護、子育てなど、同じ悩みを抱えている人同士が交流できる場の充実を図っていきます。 ・ふれあいいきいきサロンを障がい者と一緒に実施します。

	・障がい者自身が積極的に参加できるイベントを考えます。 ・障がい者主催のイベントを計画し、障がい者の方に参加ではなく 参画していただきます。 ・地域で障がい者との交流に取り組みます。(料理・グランドゴルフ・その他)★【WS】
行政の役割 (行政が手助けすること)	・地域における交流行事への活動支援をします。 ・障がい福祉サービス及び相談支援事業の充実を図っていきます。 ・障がい者の生活支援に取り組みます。★【WS】

注:★【WS】とは、校区意見交換会(ワークショップ)における市民の皆さんのご意見です。

(3) 福祉教育及び体験学習の推進

現状・課題	・子どもたちへの福祉教育及び体験学習の推進の一環としてボランティア連絡協議会によるジュニアボランティア講座、「つどいの広場」への中学生受け入れ、介護事業所への職場体験の受け入れ、健康・福祉フェスタでのボランティア体験発表の場の提供等に取り組みました。 ・引き続き市全体でノーマライゼーションの理念の浸透を図っていく必要があります。 ※ノーマライゼーション:障がいのある人もない人も、特別に区分されることなく社会生活を共にし、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すのが「ノーマライゼーション」の理念です。	
住民意識調査結果	○地域福祉を推進していくために重要な取り組みについて(複数回答) ・「相談・指導を行う専門職員の充実」が 43.1%と最も多くなっています。次いで「リーダーや活動に携わる人の養成」(36.7%)、「さまざまな活動の意義と重要性のPR」(36.3%)、「困っている人と助けることができる人との間の調整を図る人材の育成」(35.9%)、「困っている人や助け合いの場や組織に関する情報提供の充実」(33.8%)となっています。福祉教育の大切さを啓発し、福祉教育の場に参加していただくことが大切です。	
方向性	 ○市民及び福祉関係者を対象とした福祉教育を推進します。 ○高齢者に対する安全指導の実施 ・警察等関係機関の協力を得て高齢者に対する交通安全指導を実施します。★【WS】 ・高齢者に対する生活安全指導(訪問販売や振り込め詐欺)を実施します。 ○障がい福祉に関する教育の充実 ・障がい福祉関係の教育の充実とともに、学校関係者や保護者が実施する障がい児を理解する出前授業を支援します。 ○ジュニアボランティア講座等の支援 ・子どもたちが福祉に関心を持ち積極的に参加するようボランティア連絡協議会が行うジュニアボランティア講座等を支援します。 ○福祉体験学習の充実 ・小・中学校の児童・生徒の福祉体験学習の充実に努めます。 ・健康・福祉フェスタ等で子どもたちのボランティア体験や、市民の車椅子体験や高齢者疑似体験の機会をつくります。★【WS】 	

	〇介護サービス事業所への協力依頼
	・介護サービス事業所へ体験学習への協力を依頼します。
方向性	
	・家庭で子どもへの福祉教育やボランティア教育をします。
	・地域や学校で行う家庭教育学級等に参加します。
市民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	・家庭で小さい時から交通ルールを子どもに教えます。
(皆さんにやう(はしいこと)	・福祉やボランティアをテーマとした健康・福祉フェスタに参加し
	ます。また、まつり等の地域行事に積極的に取り組みます。
	・地域で家庭教育学級等を行いながら、福祉に対する意識の向上に
	努めます。
	・みんなで協力して差別のない地域社会の実現に努めます。
	・学校関係者や保護者が進んで、障がい児を理解するための出前講
地域の役割	座の充実に努めます。
(一緒にやりましょう)	・保健医療経営大学と連携を図り、協力して福祉教育に取り組み
	ます。
	・福祉関係団体やボランティア関係団体と協力し、健康・福祉フェ
	スタ等の中で、さまざまな体験を提供しています。
	・まつり等の行事に地域のみんなが一緒になって取り組みます。
	・親が学べる家庭教育学級、福祉教育に関する講演会等への参加を
	呼びかけ支援を行います。
行政の役割	・地域福祉についてさまざまな機関と連携を図り、時間をかけじっ
(行政が手助けすること)	くりと市民に浸透させることに努めます。
	・健康・福祉フェスタ等を通して、高齢者や障がい者などのさまざ
	まな体験学習に向けた取り組みを推進します。

第4章 福祉のまちづくりを担う人材づくり

(1)地域リーダー等の育成支援

	・地域の人間関係が希薄になっており、中心となるリーダーの育成をす
	る必要があり、行政区等の既存組織において、地域リーダーとして
	の活動を積極的に行っていただいています。★【WS】
	・民生委員児童委員などの地域リーダーを育成する必要があります。
現状・課題	また、地域の身近な相談相手である民生委員児童委員の活動をさら
	に強化・充実させるために研修会参加等への支援を行っています。
	・ボランティアリーダー養成はボランティア連絡協議会を中心に実施
	されており、社会福祉協議会とともにその支援に取り組んでいく必
	要があります。
	〇地域福祉を推進していくために重要な取り組みについて(複数回答)
	・「相談・指導を行う専門職員の充実」が 43.1%と最も多くなってい
	ます。次いで「リーダーや活動に携わる人の養成」(36.7%)、「さま
	ざまな活動の意義と重要性のPR」(36.3%)、「困っている人と助け
住民意識調査結果	ることができる人との間の調整を図る人材の育成」(35.9%)、「困っ
	ている人や助け合いの場や組織に関する情報提供の充実」(33.8%)
	となっています。市民の皆さんは専門職員の充実や地域活動の重要
	性のPRとともに、リーダーの養成に努めることが重要であると考
	えています。
	〇市民主体の地域福祉のための地域リーダーの育成
	・地域の福祉に関わる課題を市民が主体となって解決できるよう、民
	生委員児童委員、福祉推進員・ふれあい活動員、ボランティア団体
方向性	などを中心に地域リーダーの育成に努めます。
	〇情報提供や意見交換の場の設置と地域リーダーの育成
	・情報提供や意見交換の場を設け、地域リーダーの育成につなげてい
	きます。★【WS】
市民の役割	・積極的に地域活動に関する講座等に参加します。
(皆さんにやってほしいこ と)	・地域活動に興味を持ちます。
地域の役割	・各団体の連携を図るリーダーを養成します。★【WS】
(一緒にやりましょう)	
行政の役割	・民生委員児童委員、ボランティア団体などを中心とした地域のリー
(行政が手助けすること)	ダーを養成するとともに、活動を支援します。★【WS】

(2) ボランティアの育成

	・ボランティア意識を高める施策や参加しやすい環境づくりのため、ボランティア連絡協議会を設置している社会福祉協議会のボ
	ランティアコーディネーター配置に支援をしています。
現状・課題	・介護予防を普及啓発するとともに、地域の中で支援するボランテ
July Wille	ィアを育成することが必要です。
	・災害時のボランティアについてはよく知られるようになりまし
	た。
	○ ○地域の行事や活動等への参加状況について
	・地域の行事や活動などへの参加については、「進んで参加・協力
公司本数型表外 用	している」が 14.4%、「機会があれば、参加・協力している」が
住民意識調査結果	44.7%、両者を合計した『参加・協力している』は 59.1%となっ
	ています。年齢別には、『参加・協力している』が 50%を超える
	のは、40 歳代以上で、20 歳代以下では 21.1%、30 歳代では 41.7%
	となっています。
	〇ボランティア人口の拡大
	・社会福祉協議会が行うボランティア養成講座や講演会等を支援
	し、ボランティアの育成及びボランティア人口の拡大を図り
	ます。★【WS】
	・各種ボランティア団体と連携を図り、育成・強化を図ります。
方向性.	〇ボランティアの掘り起し
\24 L4 L7	・民生委員児童委員や各種ボランティア団体とも連携し、潜在的な
	ボランティアの掘り起しについて検討していきます。
	〇介護予防に関するボランティアの育成
	・介護予防事業をさらに進展させるため、ふれあいいきいきサロン
	など各地域において実施される研修等へ講師を派遣し、介護予防
	に関するボランティア等の人材を育成する事業を支援します。
	・無理がない範囲でボランティアに参加します。
市民の役割	・家庭において子どものボランティア教育に努めます。
(皆さんにやってほしいこと)	・いろんな事に興味や関心を持ちボランティアの良さを認識し
	ます。
	・必要な分野のボランティアの情報を提供します。
地域の役割	・地域の中でボランティア活動をする人を支援、育成します。
(一緒にやりましょう)	・ボランティア連絡協議会が行うジュニアボランティア講座等、子
	どもの頃からボランティア意識を高めていく事に努めます。
	・地域活動やボランティアに参加しやすい環境を作っていきます。
	・市民NPOやボランティア団体の育成に努めます。
地域の役割	・関係事業所等が協力し、障がい者等に対し、公的サービスでは利

(一緒にやりましょう)	用できない移送、移動援助や書類作成をしてくれるボランティア
	を育成します。
	・子どもに外遊びを勧めたり、竹馬・独楽廻し・凧揚げ・おはじき・
	けん玉など、昔遊び等を教える機会をつくります。★【WS】
	・ボランティアに関する情報提供の場を設けます。
行政の処理	・ボランティア意識を高めるため、社会福祉協議会と連携して、ボ
行政の役割 (行政が手助けすること)	ランティア養成講座を継続していきます。
(11900 1931) / 0 = = /	・災害時における具体的なボランティアの需要についての情報提供
	を行います。

注:★【WS】とは、校区意見交換会(ワークショップ)における市民の皆さんのご意見です。

(3) よりよい近所付き合いづくり

現状・課題	 ・近所との交流希薄化が進んでおり、自助または互助・共助による地域での支え合いによる福祉の充実を目指していくには普段からの近所での声かけから始めていくことの重要性を啓発していく必要があります。 ・避難行動要支援者の個別支援計画の策定には現在も取り組んでいますが、思うように進んでいない現状にあります。前進させていくためにいくつかの校区・行政区で研修を実施した結果、地域で支援者を見つけていく気運が高まっています。
住民意識調査結果	 ○近所の人とのつきあいの程度について ・近所の人とのつきあいの程度をみると、「家族同様のつきあい」は5.6%と少なく、「簡単な頼みごと・物の貸し借りなどをする」は10.4%、「立ち話や情報の交換をする」は40.7%、「あいさつ程度」は38.1%となっています。また、年齢別には、年齢の低いほど「あいさつ程度」が多く、20歳代以下では76.1%を占めています。 ○近所づきあいをしない理由について(複数回答) ・近所の人と「ほとんどつきあっていない」と回答した人(46人)に、その理由を尋ねたところ、「仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない」(39.1%)と「近所づき合いはわずらわしいので避けている」(26.1%)の2つが多くなっています。
方向性	 ○地域のつながりの強化 ・個々の生活様式が多様化し、地域の連帯感が薄れてきています。 積極的なあいさつ運動の推進等を通して地域のつながりを深めていきます。 ・自助、互助・共助の精神を高めて、地域のつながりを深めていきます。 ・障がい者や高齢者、特にひとり暮らしの方の見守りや声かけに努めます。★【WS】 ○避難行動要支援者を支援する地域づくりの推進 ・高齢者や障がい者など支援を求める人の情報を事前に把握し、災害等に備えるとともに、日頃から見守り支え合うことができる地域づくりを進めます。 ○子育て支援施策の充実 ・地域で子育てを支援する体制づくりに努めます。 ・子ども見守り隊等の組織を強化するとともに、登下校時だけでなく、常に大人が子どもを見守る活動を支援します。★【WS】

方向性	
市民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	・大人も子どももあいさつする習慣を身に付けます。★【WS】 ・家庭であいさつの大切さを子どもたちに教えます。 ・隣近所のつきあいを継続します。★【WS】 ・地域の中におられる要支援者に対して、見守りや声かけを行います。 ・障がい者の方から声を出して進んで交流し、ご近所の方との関わりを増やします ・回覧板を渡す時には手から手へ渡します。★【WS】 ・子どもたちの通学時の見守りをします。★【WS】
地域の役割 (一緒にやりましょう)	・隣近所での一声運動を実施します。 ・地域のみんなで、子どもたちやひとり暮らしの高齢者、障がいを持った方等に声かけし見守ります。★【WS】 ・子ども見守り隊員を増やして、見守りを充実します。★【WS】
行政の役割 (行政が手助けすること)	・地域福祉計画・地域福祉活動計画を通して、地域のつながりの大切さ(互助・共助)については、さらなる啓発、推進をしていきます。・あいさつ運動を積極的に展開していきます。

注:★【WS】とは、校区意見交換会(ワークショップ)における市民の皆さんのご意見です。

(4) 社会福祉協議会の機能充実

in the second se	
現状・課題	・社会福祉協議会は介護サービスや地域福祉活動計画策定に代表される地域福祉推進に取り組んでおり、福祉のまちづくりに大きな
	役割を果たしています。機能充実のため、事務事業の見直し等に
	さらに取り組んでいく必要があります。
住民意識調査結果	〇「みやま市社会福祉協議会」の活動内容で認知しているものにつ
	いて(複数回答)
	・「ふれあい・いきいきサロン」が 56.8%と最も多くなっています。
	次いで「共同募金」(45.2%)、「献血事業」(38.9%)、「介護保険
	事業(デイサービス等)」(36.3%)、「ふれあいネットワーク・見
	守り活動」(32.7%)、「日本赤十字社事業」(29.3%)、「ふれあい
	配食サービス」(25.9%) となっています。より一層の社会福祉
	協議会の認知度アップに努める必要があります。
方向性	〇地域福祉の推進
	・地域福祉計画、地域福祉活動計画を車の両輪として地域福祉を推
	進します。
	○社会福祉協議会の支援
	・地域福祉活動の中心となる、社会福祉協議会を支援し、みやま市
	の地域福祉の向上に努めます。
	〇社会福祉協議会との連携
	・社会福祉協議会の事業所運営とサービス提供体制の向上を図るた
	め、連携していきます。
	・社会福祉協議会と連携し、地域活動やボランティア活動に関する
	情報収集・提供に努めるとともに、ボランティア同士や団体間の
	交流、連携が充実できるよう働きかけていきます。
	・社会福祉協議会への委託事業については、情報の共有・連携を図
	ります。
市民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	・社会福祉協議会事業を理解し、地域福祉活動へ参加協力します。
地域の役割	・社会福祉協議会による地域福祉活動に地域住民と各種団体が連携
(一緒にやりましょう)	して協力します。
行政の役割	・社会福祉協議会組織の充実とともに、地域福祉活動を支援します。
(行政が手助けすること)	★ [WS]]

第5章 福祉サービスの適切な利用体制づくり

(1) サービスの適切な利用につながる情報提供

0	
現状・課題	・さまざまな媒体を使って情報提供に努めていますが、さらに充実
	を図る必要があります。
	・福祉を担う多くの機関の情報交流の仕組みづくりについて、みや
	ま市障がい福祉サービス事業所連絡会(サポートみやま)及び柳
	川・みやま地区介護サービス事業者連絡会等での連携に引き続き
	努めました。
	・民生委員児童委員協議会役員会には毎回出席また定例会には必要
	に応じ出席し、情報提供に努めてきました。
	・福祉サービスを初めて利用される方には、関連するサービスをま
	とめたしおり等を配布し、適切な利用支援につながるよう説明を
	行ってきました。また、校区社協等を中心に福祉サービスの出前
	講座にも出かけています。
	・子育て支援の情報提供・周知や、子育て世代の意見集約について
	は、今後さらに有効な方法の検討が必要です。
住民意識調査結果	○福祉サービスや福祉活動に関する情報の入手先について(複数回
	答)
	・福祉サービスや福祉活動に関する情報の入手先としては、「市広
	報」が69.7%と圧倒的に多くなっています。次いで「行政区の役
	員・行政区の回覧板」(32.8%)、「社協だより」(31.1%) となっ
	ています。
	・年齢別には、各年齢とも「市広報」が最も多く、特に 30 歳代か
	ら60歳代では7割を超える人が入手先としています。なお、「特
	にない」という人の割合が 40 歳未満で2割~3割と高くなって
	おり、情報に対する関心の薄さがうかがえます。若年層の福祉サ
	ービスへの関心を啓発する取り組みが必要です。
	〇みやま市の福祉サービスや福祉活動の情報提供について
	・みやま市からの福祉サービスや福祉活動の情報提供については、
	「十分提供されている」は 6.6%、「どちらかというと提供されて
	いる」は33.4%となっており、両者を合計した『提供されている』
	は 40.0%となっています。一方、『提供されていない』とする割
	合は 18.3% (「どちらかというと提供されていない」 13.2% + 「ほ
	合は 18.3% (「どちらかというと提供されていない」 13.2% + 「ほ

〇必要な福祉サービス情報の入手状況について	
・福祉に関するさまざまな相談機関やその場所などの必	必要な福祉サ
ービス情報の入手状況をみると、「十分入手できてい	る」は 3.3%
住民意識調査結果 にとどまり、「ある程度入手できている」は 31.2%、	両者を合計
した『入手できている』は 34.5%となっています。	一方、『入手
できていない』は 44.1% (「あまり入手できていな	1 24.9%+
「ほとんど入手できていない」19.2%)となってお	り、『入手で
きている』を 9.6 ポイント上回っています。さらなる	る情報提供に
努める必要があります。	
〇サービス内容の周知徹底と分かりやすい情報提供	
・提供する情報の整理、広報内容を検討し、サービス内	内容の周知徹
底を図るとともに、さまざまな人が理解できるように	二分かりやす
い情報提供 に努めます。中でも、高齢者や障がい者へ	への公的支援
をわかりやすく伝えます。★【WS】	
〇介護・福祉関連の各団体へ有効な情報の提供	
・介護・福祉関連の各団体へ有効な情報の提供を行うた	とめ、情報提
供に係る方針を定め、情報提供と連絡案内を行います	上。
〇地域包括支援センターにおける介護予防支援の充実	
・地域包括支援センターにおいて、対象者のアセスメン	/ト、介護予
防プランの作成、モニタリング、事業評価等必要な扱	爰助を行い、
ナカル 介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的	りに実施さ
方向性れるよう支援します。	
・また、要支援1・要支援2の認定を受けた人に対して	て、介護予防
サービスを適切に利用し、できる限り自立して生活す	トるために介
護予防ケアプラン作成等の支援を行います。	
〇障がい者に配慮した情報提供	
・広報や社協だよりに障がい者施設や作業所等の紹介コ	ューナーを設
けるよう検討していきます。また、ごみの分別収集F	まなど、身近
な生活情報は障がい者に配慮した分かりやすいものと	こなるよう
心がけます。	
〇生活支援が必要な方への情報提供	
・生活に困窮するものの、自ら相談に来ることができた	い方に対し
て、発見・適用を行う方法・体制づくりを検討します	r _o
・市の広報紙を熟読します。	
市民の役割 (<u>皆さんにやってほしいこと</u>) ・知りたいことや必要なことは何でも聞くようにします	۲.
・障がい者や家族が進んで地域や行政機関から情報をつ	つかむように
市民の役割 (皆さんにやってほしいこと) します。	
地域の役割・地域や隣組での行事や話し合いへの参加を障がい者や	常家族に声か
(一緒にやりましょう) けするなどの日頃の見守りから、情報を共有します。	

	・民生委員児童委員の協力体制を整えます。 ・情報の提供や共有にコミュニティ無線を活用します。 ・回覧板を手渡しして近所の人と会話するとともに、情報提供に回 覧板を有効活用します。★【WS】
行政の役割 (行政が手助けすること)	 ・幅広い情報の収集を行い迅速に情報提供を行います。 ・地域の団体同士が情報交換する場の確保と連絡案内を支援します。 ・障がい者や家族にわかりやすく公的支援を伝えるため工夫をしていきます。 ・ホームページや広報の活用で必要とされる情報について、分かりやすい情報発信に努めます。

注:★【WS】とは、校区意見交換会(ワークショップ)における市民の皆さんのご意見です。

(2) 相談体制の充実

	・民生委員児童委員協議会と連携し、市民からの相談に対応してい
	ます。
	・高齢者を取り巻く相談・苦情については地域包括支援センターや
	介護支援課が関係機関と連携し、的確な対応に努めています。
	・子ども子育て課には新たに庶務相談担当係長を配置し、相談機能
現状・課題	充実を図っています。
	・引き続き相談支援専門員を配置した相談支援センターに障がいを
	お持ちの方からの相談を委託しました。また、虐待防止センター
	も引き続き開設しています。
	・就学相談の充実に努めています。
	・生活保護の相談には適切な対応に努めています。
	〇日頃の生活での悩みや不安について(複数回答)
	・日頃の生活での悩みや不安としては、「自分や家族の老後のこと」
	が 52.5%と最も多くなっています。 次いで 「自分や家族の健康の
	こと」(48.8%)、「介護に関すること」(30.5%)、「収入など経済
	的なこと」(30.2%)となっています。老後と健康が主な悩みや
住民意識調査結果	不安となっています。
	〇困ったときの相談相手について(複数回答)
	・さまざまな場面で困ったときの相談相手としては、「家族・親族」
	が 85.6%と圧倒的に多く、次いで「友人・知人」が 43.6%と多
	くなっています。相談相手としての家族や親族を補完するととも
	に、多様な相談対応に努める必要があります。
	〇関係機関の情報の共有化による相談機能の充実
	・関連する団体・機関との連携と情報の共有化を図り相談機能の一
	層の充実を図ります。
	〇相談体制の充実と職員の資質の向上
	・相談サービスの継続と充実を図ります。
	・市民の皆さんの相談に十分に対応するための体制の充実や職員の
方向性	資質の向上を図ります。
	〇生活保護相談員の配置
	・生活保護相談員を配置し、充実した相談体制を維持します。
	〇地域包括支援センターにおける総合相談支援事業
	・地域の高齢者のさまざまな相談に対し、継続的・専門的に支援す
	るため、サービス等に関する情報提供や実態把握を行うととも
	に、関係機関と連携して支援が必要な高齢者へ適切な支援を行い
	ます。
	〇障がい者の就労支援

n-	
方向性	・障がい者の就労支援のため、事業所等と連携しながら相談に応じ
	ます。
	〇相談員、指導員研修や相談対応の研究
	・相談員、指導員の研修や相談対応についての研究の場や時間を増
	やす必要があります。
	〇子育て支援
	・子育てに関するさまざまな相談に応じます。
市民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	・「福祉の支援を受けたい。」「福祉の制度の事を知りたい。」「新し
	い福祉の課題や解決策について相談したい。」など、困ったとき
	や情報が欲しい時は進んで相談窓口を活用します。
	・身近に相談できる人をつくる努力をします。
出せの犯事	・福祉のことで相談したいけれど、どこに相談すればいいのかわか
地域の役割 (一緒にやりましょう)	らない人に相談窓口を教え合います。
	・地域のグループに属することで情報を得やすくします。
行政の犯害	・相談や苦情に適切に対応するための体制の充実と職員の資質向上
行政の役割 (行政が手助けすること)	に努めます。
	・相談支援の充実を図ります。

(3)権利擁護の推進

П	
	・高齢化の進行に伴い、ひとり暮らしの高齢者や、認知症高齢者が
	増化してきており、高齢者が地域で安心して尊厳のある生活がで
	きるように、権利と財産を守るための支援や高齢者虐待等から高
	齢者を守る取り組みが必要です。
	・高齢者や障がいをお持ちの方等の権利擁護を推進していくため、
現状・課題	成年後見制度利用支援制度により必要な場合は市長による後見
	人選任を申し立てる仕組みをつくっています。
	・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(いわゆる「障
	害者差別解消法」)が施行されましたが、現在、本市には障がい
	者への差別に関する情報は寄せられていません。
	〇障がい者が安心して暮らしていくために重要な取り組みについ
	て(複数回答)
	・「公共施設・公共交通のバリアフリー化の推進」(46.4%)と「福
	祉サービスの充実」(43.4%)が 40%台で並び、次いで「障がい
住民意識調査結果	者が安心して過ごせる施設などの整備」(39.6%)、「雇用機会の
	確保・職業リハビリテーションの充実による経済的な自立支援」(31.4%)
	となっています。権利擁護の推進は1割にも満たない状況であ
	り、権利擁護の必要性に対する理解を促す必要があります。
	〇みやま市障がい者虐待防止センター
	・みやま市障がい者虐待防止センターを設置し、虐待を受けた障が
	い者に関する問題や養護者の支援に関する相談への対応、情報提
	供等の援助、その他の必要な援助に努めます。
	〇みやま市子ども健やかネットワーク
	・みやま市子ども健やかネットワークを設置し、学校、児童相談所、
	民生委員児童委員、警察、医療機関などの関係機関が一体となっ
	た個別ケースの検討や情報交換を行い、協力体制の強化に努め
方向性	ます。
	〇地域包括支援センターにおける高齢者等の権利擁護
	・地域の高齢者が安心して尊厳のある生活を維持することができる
	よう、高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用、困難事例への
	対応、消費者被害の防止など、困難な状況にある高齢者に対して
	継続して権利擁護事業を行い支援します。
	〇権利擁護についての市民への周知と理解
	・権利擁護についての市民への周知方法を検討するとともに、制度
	への理解を深める方策を検討します。
	〇介護保険における契約に関する対等な関係の周知
	・介護保険制度での契約事項についての対等な関係を周知します。

	〇権利教示への十分な留意
	・保護廃止等の処分も増加傾向にあり、その際の権利教示に十分に
方向性	留意します。
	・人権に係わる問題を正しく理解し、行動できるよう努めます。
市民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	高齢者や障がい者が不安や悩みがなく安心して生活できる環境を
(10,011 () (10,01 20)	つくります。
地域の役割	・人権に関する地域での学習の場を充実します。
(一緒にやりましょう)	・地域で高齢者や障がい者(児)を温かく見守り、異変に気づいた
(4,4,7 () 3.0 (3,7)	ら行政等に相談します。
	・さまざまな機会を捉え、各種福祉制度や人権に係わる周知を図っ
行政の役割	ていきます。
11以り2反剖 (行政が手助けすること)	・障がいを理由とした差別を無くし、権利を擁護する仕組みや障が
	い者虐待防止に向けた取り組みを強化します。
	・高齢者や児童虐待防止に向けた取り組みを強化します。

(4) サービスの質の確保

現状・課題	・福祉サービスの苦情解決と福祉サービスが多くの人に行きわたる
	ためには関係機関との連携が不可欠であり、その都度必要なとき
	に必要な機関と連携をとっています。
	・関係機関とのスムーズに連携が取れるように、研修会等を通して
	の情報交換を行っています。
	・「地域包括ケアシステム」の推進に向けた検討が必要です。
	〇子どもを健やかに育てるために重要な取り組みについて(複数回
	答)
	・子どもを健やかに育てるために重要な取り組みとしては、「子育
	てがしやすい職場環境づくり」、が 47.7%と最も多くなってい
	ます。次いで「安心して遊べる環境づくり」(40.1%)、「子育て・
	教育などに関する相談体制の充実」(39.2%)、「育児・子育てな
	どに関する情報提供」(38.9%)、「子育て・保育に関するサービ
	スの充実」(34.3%) となっています。
	〇高齢者が安心して暮らしていくために重要な取り組みについて
	(複数回答)
	・高齢者が安心して暮らしていくために重要な取り組みとしては、
住民意識調査結果	「利用しやすい交通機関の充実」(52.2%)が最も多くなってい
	ます。次いで「買物支援の充実」(42.0%)、「訪問・声かけなど
	の見守り活動の充実」(41.5%)、「特別養護老人ホームなどの入
	所施設の整備」(39.5%) となっています。
	〇障がい者が安心して暮らしていくために重要な取り組みについ
	て(複数回答)
	・障がい者が安心して暮らしていくために重要な取り組みとして
	は、「公共施設・公共交通のバリアフリー化の推進」(46.4%)と
	「福祉サービスの充実」(43.4%) が 40%台で並び、次いで「障
	がい者が安心して過ごせる施設などの整備」(39.6%)、「雇用機
	会の確保・職業リハビリテーションの充実による経済的な自立支
	援」(31.4%) となっています。
	〇サービスの量の確保、質の向上
	・民生委員児童委員等と連携を図りながら、サービスの量の確保、
	質の向上に努めます。
方向性	〇障がい者の生活・活動・自立支援
	・関係機関や事業所等と協力しながら、障がい者の見守りや相談体
	制の充実、障がい者に分け隔てなく対処する意識づくり、障がい
	者本人の自立心の育成、障がい者が集う場所や作業所の設置に
	対する支援、地域と障がい者との情報共有、障がい者と地域との

ネットワークの形成、公共機関や商店などの駐車場への障がい者 用駐車スペースの設置要請などに努めます。

- ・障がい者(児)とともに、保護者のサポートに積極的に取り組んでいきます。
- ・障がい者のための就労の機会の提供について検討し、関係機関と 連携をとって、就労等の自立支援に努めます。

〇子育て支援

- ・子育でに関する相談対応や情報提供、放課後児童クラブや一時預かりなどを充実するとともに、親が病気で入院した時などに見守ってもらえる場の整備など、緊急時の子育で支援の充実に努めます。★【WS】
- ・子どもの遊び場・遊び環境の充実に努めます。★【WS】
- ・トイレの洋式化、おむつ替えができる施設や子どもが座ることが できる椅子の設置などが望まれています。

○移動手段の確保

・高齢者や障がいのある方等、交通手段に制限を受ける方々の移動 手段を確保し、日常生活の利便性の向上や積極的な社会参加を 促すため、福祉バスを運行してきましたが、平成30年3月から コミュニティバスとなりました。多くの方の交通手段が確保でき るよう、さらに検討を重ね、効率的な運行を行っていきます。

○福祉のまちづくり

- ・公共施設のユニバーサル化、障がい者用トイレの設置、車いす利 用が可能な商店や道路の環境づくりなど、高齢者や障がい者を始 め、全ての人が生活の幅を広げられるノーマライゼーションの福 祉のまちづくりに向け、各種団体や機関と協力しながら、できる ところから進めていきます。
- ・みやま市障がい福祉サービス事業所連絡会(サポートみやま)と の情報交換や相談事業所の人員等、さまざまな課題について、一 緒に検討していきます。
- ・瀬高駅のバリアフリー整備に続いて、さらなる駅周辺の整備が望まれます。

〇地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みの推進

・高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、 住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケ アシステム」の実現に向けた取り組みを進めます。

〇サービス提供事業所に対する研修会の充実

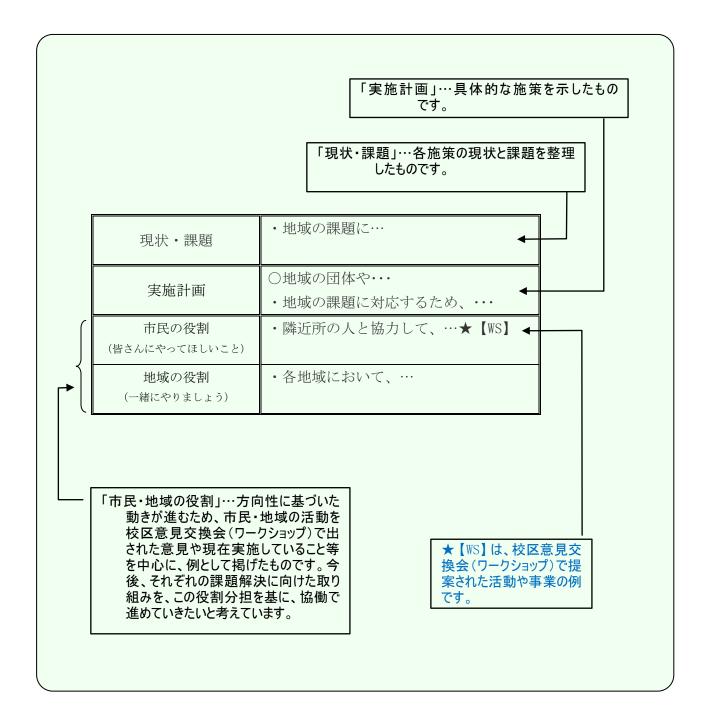
・サービス提供事業所に対して研修会への積極的な参加を要請する とともに、研修会の内容を充実するため、事業者連絡協議会との 連携に努めます。

方向性

	〇市民の意見の反映
	・市民の意見コーナーを含め、市民の知恵や意欲をうまく引き出せ
	る制度、場所、環境の整備を進めます。
方向性	
市民の役割	・福祉サービスに関する情報を活用するとともに、内容を正しく理
(皆さんにやってほしいこと)	解します。
	・福祉サービスの制度や情報を地域の中で理解、共有できるよう、
地域の役割	出前講座等を活用するなどを行政に働きかけます。
(一緒にやりましょう)	・社会福祉法人や民間事業者として、市民のニーズに的確に対応で
	きるよう、質の高いサービスの提供に努めます。
	・利用者が、質の高いサービスを利用できるよう、社会福祉法人、
行政の役割	民間事業者などへの情報提供に努めます。
(行政が手助けすること)	・障がい者が適切なサービスを利用できるよう支援します。
(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	・"地域福祉"は、福祉に留まらず、教育、都市計画、労働、保健、
	医療など多岐にわたるため、関係各課との連携を図ります。

V 地域福祉活動計画

■表の見方■



第1章 みんなで支え合う連携体制づくり

(1)福祉活動や公民館活動の連携及び福祉関係者との連携と共存

現状・課題	 ・福祉推進員やふれあい活動員による見守り活動を推進していますが、活動実態の把握が十分ではありません。 ・役割の整理、理解、実働の促進を図るとともに、地域へのきめ細かいアプローチが必要となっています。 ・ふれあい活動員の役割については、浸透している区と名前貸しだけの区の二極化がみられます。また、長期にわたって担っている人と兼任している人がいます。 ・障がい児者ふれあい交流会を開催しています。また、みやま市障害福祉サービス事業所連絡会サポートみやまについては、障がい福祉サービス事業所との横のつながりづくりをつくる必要があります。 ・校区社協の活動は、校区で差があり、活動がより活発に行われるよう、情報交換や啓発を行う必要があります。 ・ファミリーサポートセンター事業は、会員も年々増えています。地縁が薄くなっている時代、その担い手としてこの活動の必要性が高まっています。より地育を推進する必要があります。
実施計画	 ○福祉活動や公民館活動の連携 ・区の福祉活動や公民館活動の連携により、福祉学習や地域交流事業に取り組み、地域課題とその対策を検討します。 ・公民館活動への参加者を広く呼びかけます。 ○福祉関係者との連携と共存 ・ふれあいいきいきサロン運営の充実とともに、介護予防関係者、健康づくり関係者、障がい者福祉関係者、子育て福祉関係者との連携と共存に努めます。 ・ふれあいいきいきサロンへの参加者を広く呼びかけます。
市民の役割(皆さんにやってほしいこと)	 ・日頃より隣近所で話し合いをするとともに、見守りや声かけを行います。 ・各区での緊急時対応の仕組みづくり、防災組織づくり、マップづくりに参加します。 ・ふれあい活動員の活動や意義の啓発を行います。 ・ファミリーサポートセンター事業については、援助会員の確保に努めます。
地域の役割 (一緒にやりましょう)	・ひとり暮らしの高齢者や子どもの見守りを行うために、ふれあいネットワーク活動を進めます。・区長、民生委員児童委員、福祉推進員やふれあい活動員を中心に各種団体間のネットワークを形成し、地域福祉活動を推進します。・子育て支援関係者が定期的に集まり、話し合う場をつくります。・障がい児を育てる親の交流の機会をつくるとともに、支援学級や

支援学校の保護者の連携を図ります。

・地域全体で子どもを育てていける環境をつくり、子どもは地域の みんなで育てます。

地域の役割 (一緒にやりましょう)

(2) 災害時の防災体制や避難行動要支援者支援体制づくり

現状・課題	 ・災害発生時の地域の連携体制づくりの一環として、ボランティア連絡協議会、民生委員児童委員連絡協議会、自主防災組織等に呼びかけ、災害ボランティア設置訓練を行いました。今後は連携体制づくりや体制整備(マニュアルの整備、他団体との協定締結など)までつなげる必要があります。 ・個人情報保護にとらわれすぎて、避難行動要支援者の把握に一歩が踏み出せない状況があります。 ・高齢者独居世帯、夫婦のみ世帯は把握できていますが、障がい者の把握は十分ではありません。 ・避難所はあるものの、そこに行くまでの手段の確保や地域の連携による避難支援については、避難中の事故の問題など、どこまで支援するのかを検討する必要があります。
	 ・災害時における災害ボランティアセンター設置などの訓練が必要となっています。 ・ファミリーサポートセンター事業については、現在、緊急サポート事業は行っていませんが、会員からの個人的な緊急時の依頼にはできるだけ対応しています。預かる会員は「有償ボランティア」ですので、全ての緊急時の依頼に対応できない現状となっています。また、会員登録されていない方の緊急時の依頼やお尋ねには、対応に時間がかかっている状況です。
実施計画	 ○避難行動要支援者への対応 ・災害時の避難場所の確保や周知徹底と災害時におけるボランティア活動に関する協定の締結等を進めます。★【WS】 ○緊急時の子育て支援 ・親の病気など、緊急時の子育て支援の充実に努めます。 ○防犯活動の推進 ・防犯体制を見直します。 ・防犯に関する研修会等の開催に努めます。
市民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	・日頃から隣近所で要援護者の情報把握と見守りや声かけを行います。・ファミリーサポートセンター事業については、会員登録の周知に努めます。
地域の役割 (一緒にやりましょう)	・危険箇所や災害時の避難場所を確認するとともに、防災訓練に取り組みます。

(3) みやま市社会福祉協議会と各種団体との連携強化と活性化

現状・課題	 ・みやま市社会福祉協議会は、地域福祉を実践している校区社協をはじめ関係団体の継続的運営及び活性化を図るため、人的及び金銭的助成をしています。助成金交付団体に対して、その効果や実態の動向については、調査、分析を行う必要があります。 ・校区社協の活動については、校区によって格差があり、お互いの情報交換を促進し、活動の強化に努める必要があります。 ・障がい者当事者をはじめ、家族を支える仕組みづくりやニーズの把握は十分とは言えません。 ・障がい者が日中過ごせる場、余暇活動できる場、一時預かりなど、障がい者がいる家族が地域で暮らしやすくなるため、地域でできることを検討する必要があります。 ・校区社協をはじめ、各団体等との連携強化に努める必要があります。
実施計画	 ○話し合いの場づくり ・地域が連帯するための住民や関係者による話し合いを活発に行います。 ○行政区や隣組とのつながりづくり ・地域福祉の要である行政区や隣組とのつながりを充実します。 ○関係団体の充実と活性化 ・関係団体への助成については、確実な効果が得られるよう、団体の運営実態を精査した上で助成を行います。 ○地域住民同士のふれあいや協力づくり ・あいさつを交わし、老若男女が協力し合い、ふれあい行事等に取り組み、安全・安心なまちづくりを目指します。 ・子どもたちと高齢者とのスポーツ・伝統文化交流を促進します。 ○民生委員児童委員協議会との連携 ・民生委員児童委員協議会との連携を図ります。 ○福祉活動団体の育成・組織化 ・福祉活動団体の育成・組織化の推進を図ります。 ・各校区社協の連絡調整会議を充実するとともに、校区社協の育成や組織の強化により活性化を図り、地域格差の是正に努めます。
市民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	 ・地域福祉の活動の推進に関わる各種団体の行事に参加します。 ・福祉関係団体の活動内容を知り、積極的に参加します。 ・地域を巻き込んだ事業を展開し、障がい者のいる家族が声を上げたり、取り組みに参加しやすくなるよう、障がいに対する理解を広げます。
地域の役割 (一緒にやりましょう)	・各種団体で校区福祉のまちづくりに取り組みます。 ・地域と団体が双方を理解し協働します。

第2章 福祉のまちづくり活動の拠点づくり

(1) 市民が主体となって地域福祉活動をする場づくり

	・市内3ヶ所の福祉センターでは、従来体操や運動など、身体機能
	維持・向上メニューを行う一時予防事業「生きがい教室」を実施
	していましたが、平成27年度より、地域の人が講師役となって
	ものづくりや趣味活動を行う「余暇活動」を拡充するとともに、
	社会活動への参加と福祉センター活用の促進を図っています。
現状・課題	・瀬高地区以外では小学校区(平成 27 年度時点)ごとのコミュニ
)	ティ活動を行うためのハード面での拠点整備が十分ではありま
	せん。廃校の活用なども含め、拠点整備を検討する必要があり
	ます。
	・福祉センターや地区公民館等を活用する必要があります。
	・隣組単位でのサロンは開催されておらず、サロン会場まで行けな
	い人がおり、移動を支援する必要があります。
	〇住民が主体となって課題を解決する場づくり
	・地域住民自身が福祉の課題の掘り起こしとその対応策について、
	協議する場とともに、地域活動やボランティア活動に参加できる
	場をつくります。
	・生活支援、介護予防の体制整備協議体(第2層協議体)の立ち上
	げを図ります。
	〇交流の場や機会の確保と充実
実施計画	・地域で行う行事や祭りなどの充実を支援します。★【WS】
	〇市内全域でのふれあいいきいきサロン設置とふれあいネットワ
	一ク見守り活動の実施
	・市内全域での小地域福祉活動(ふれあいいきいきサロン設置とふ
	れあいネットワーク見守り活動)の実施を目指します。
	〇避難行動要支援者支援事業の活用
	・避難行動要支援者支援事業の活用を推進します。
	・地域福祉の必要性を語り合い、認識し合い、みんなで協力して取
「日本の反射	り組みます。
	・地域福祉の必要性を語り合い、認識し合い、みんなで協力して取
	・ 地域価値の必要性を語り合い、認識し合い、 みんな (協力し (取) り組みます。
地域の役割	・地域の行事や祭りの活性化と継承に努めます。★【WS】
(一緒にやりましょう)	・障がい児を育てる親たちの交流機会づくりを支援します。
	・障がい者のスポーツ、文化活動を支援します。
	・子育て支援関係者が定期的に集まり、話し合う場やお母さんたち
	が集まれる場づくりを支援します。

(2) 小地域福祉活動拠点としての公民館などの活用促進

現状・課題	 ・市内の類似公民館等では高齢者サロン活動が開催されていますが、施設面や使用料金等の課題があります。一方、サロン活動で使用頻度が高くなることにより、設備の充実に寄与する例も見受けられます。 ・年齢問わず誰もが使いやすい公民館づくりを進める必要があります。その際、段差解消、トイレのリフォーム、座椅子の確保、空調の整備などを進める必要があります。 ・隣組の集会所など、行政区単位でのサロン利用等に制限がある場合もあります。また、個人所有の施設でサロンを開催する例もあり、サロンの開催場所を検討する必要があります。その際、地区公民館や地域の資源を活用することを検討する必要があります。
実施計画	 ○住民の地域福祉活動への参加促進 ・地域住民による「人、もの、こと」の掘り起こしと地域福祉活動への参加を促進します。 ・みやま市安全・安心まちづくり推進協議会、学校、PTA、子ども会育成会、放課後児童クラブ、幼稚園、保育園、福祉施設、ボランティア団体等福祉関係機関の連携づくりを進め 地域福祉活動の活性化を図ります。
市民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	・行政区の地域づくり活動に参加します。そして、自分たちで住民 参加や協働の基礎づくりをします。
地域の役割 (一緒にやりましょう)	・校区社協活動、公民館活動その他、地域の団体を巻き込んで一体 化した地域づくりに取り組みます。 ・多様な住民参加のプログラムづくりに努めます。

第3章 福祉のまちづくりに関する意識づくり

(1) 社会福祉協議会のホームページや社協だよりの充実などをはじめとした広報・啓発活動の推進

	・社会福祉協議会では、年4回、社協だより(A4版 2色カラー
	8ページ)を発行し全戸配布しています。また、魅力ある紙面づ
	くりに努めています。
	・校区社協においても広報誌を発行しています。
	・みやま健康・福祉フェスタでは、イベントを通じて情報発信、啓
	発活動に努めています。
	・市や関係機関、団体諸会議及び地域の会議や座談会、サロン活動、
	見守り活動を通じて情報交換、啓発活動に努めています。
現状・課題	・地域での説明会などでは、地域モニター導入時に必ず「社協とは」
	の説明を挿入しています。
	・ホームページを開設したものの更新、活用は十分とは言えません。
	・「社協活動」を説明するDVDを作成し研修会などで上映してい
	ます。
	・市民の方に手に取って読まれるような魅力ある広報誌を作成する
	必要があります。
	・社協事業の情報発信や事業の取り組みについても啓発をする必要
	があります。
	○社会福祉協議会のホームページの充実
	・ホームページは、全国へ発信するので、多くの人が誰でも気軽に
	見られるように工夫し、タイムリーな情報発信に努めるととも
	に、随時、更新を行います。
	〇社協だよりの内容を充実
	・社協だよりの内容を充実して、読み手に役立つ情報を提供します。
	例えば、サロン基準・サロン紹介と運営関係者の声、参加者の体
	験コラム、こどもたちの福祉体験者等モニターの声、施設サービ
実施計画	ス制度、「人、もの、こと」の紹介などの掲載に努めます。
	〇地域福祉の推進
	・ふれあいいきいきサロンの普及等を通じて、地域福祉情報を伝え
	るとともに、地域福祉に関する取り組みの浸透を図ります。
	・地域住民参加の会合やイベント開催時に地域福祉の話題や取り組
	みが浸透するよう働きかけます。
	・出前講座を開発、開催し「社協活動」「地域福祉」の理解の増
	進に努めます。
	∥ ○障がい者に関する情報提供と啓発

	・障がい者福祉に関する地域住民の啓発・理解に努めます。
	・日頃から、社協だよりをよく読んだり、地域の会合において情報
	収集に心がけます。
	・各種学習会や研修会等へ参加する意識を持ちます。
市民の役割	・回覧版はあいさつの声かけとともに回します。
(皆さんにやってほしいこと)	・障がい者の特性を知り、支援します。
	・自分でできることは自分でするように心がけます。
	・障がいがあっても自分でできることは自分でします。
	・年を重ねても生きる喜びを持ちます。
	・身近に手に入る福祉情報源として、地域サロン・校区社協だより
###44 の(仏中)	の発行に努めます。
地域の役割 (一緒にやりましょう)	・回覧板を活用して地域の情報収集に努めます。
(MAIL () & C &)	・行事、祭り、ボランティア活動などの地域活動への参加促進に努
	めます。★【WS】

(2) 地域の交流支援と地域住民の意見による企画の実施

	・学校統合前の小学校区を単位として、暮らしの困りごとやその解 決策について自由に意見を出し合う「地域福祉座談会」を開催し
	ています。
	・高田地区(サロン 30/30 区)、山川地区(サロン 20/31 区)、瀬高
	地区 (サロン 59/89 区) でサロンを実施しています。(平成 28 年
	度末現在 登録サロン)
	・校区社協で実施する、交流イベント開催のための後方支援、助言
現状・課題	を担っています。
	・隣組公民館や空き家の活用により、サロン会場まで行けない人を
	支援する必要があります。
	・ふれあいいきいきサロンの必要性や未設置地区への設置の取り組
	みを進める必要があります。
	・市民座談会による住民の話し合いの場づくりを進める必要があり
	ます。
	○地域の交流事業の支援
	・地域の既存交流事業に対し、引き続き活動助成をします。
	・会合等の開催や場所の周知を図ります。
	・地域住民や関係団体の福祉のまちづくりを支援します。
	〇ふれあいいきいきサロンの充実
	・ふれあいいきいきサロンごとに運営実態を把握し、課題分析を行
	い、地域の実情に適った内容のサロン運営を目指します。
	・未設置地区においては、地区の関係者に地域福祉への理解を求め、
	校区社協とともに設置を推進します。
	・サロンの実態調査と分析・評価を行い、今後のサロン活動の目標
	と戦略を検討します。
実施計画	〇高齢者の交流機会の充実
	・高齢者と子どもの交流を促進します。★【WS】
	・高齢者同士の交流や異世代間交流を促進します。
	○障がい者の交流促進と福祉サービス及び相談支援事業の充実
	・地域の行事に障がい者も参加できる地域づくりを支援します。
	・障がい者主催のイベントの実施や障がい者のサークル活動の実施
	を支援します。
	○地域住民の意見による企画の実施
	・地域住民の意見が取り入れられた企画(若者の声も)を実施し、
	ふれあいを大事にすることに努めます。
	・文化・スポーツ・まつりなどにおける交流の内容に工夫を加えて

	充実に努めます。
実施計画	・団塊の世代に企画会議等への参加を呼びかけます。
	・地域の交流機会を増やす工夫をします。
	・若者にも呼びかけ交流行事への参加に努めます。
	・高齢者や障がい者との交流や援助は、子どもが小さい時から家庭
(で教えます。
市民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	・障がい者自身が元気になり、仲間をづくりをします。
(10.11)	・障がいを持っていても毎日の生活の中で家族と一緒に外出するよ
	うに努めます。
	・第三者の理解を得るため、障がい者(児)の家族の方から心を開
	き、いろんな場所に参加します。
	・これからの地域の暮らしについて座談会を開催し、いろいろな人
	や団体など、各層の地域交流を広げます。
	・障がい者同士の横のつながりを持つように努めます。また、障が
地域の役割	い者家族と地域住民との親睦会を開催します。
(一緒にやりましょう)	・ふれあいいきいきサロンに障がい者も参加できるように努め
	ます。
	・障がい者自身が積極的に参画できるイベントを考えます。
	・障がい者向のサークル活動を実施します。

(3) 地域における福祉教育と交流体験の実施

- ・福祉教育については、学校により活動に差があります。
- ・プラン提案、出前講座、地域活動実践ができるよう、社会(公民)、 家庭科、総合の時間をうまく連携する必要があります。
- ・「家族とは」「地域とは」「認知症・障がい」について、市民福祉 セミナーを開催しています。
- ・「子育て」「自主防災」「遊び・つながり上手」などをテーマとして、これまで仕事や日常で培った知識や能力を活かして地域で活躍し、充実したセカンドライフをおくるための市民福祉講座を開催しています。
- ・疑似体験セットの貸し出し、指導を実施しています。
- ・小学校・中学校の子どもたちに対する福祉教育や高齢者等との交 流を促進する必要があります。
- ・校区社協役員向けの福祉に関する研修を継続して実施する必要が あります。
- ・「ともに生きる」は、福祉教育読本から福祉教育教材へ変更し、 ワークブック形式で授業での活用を推進しています。(小3~6 年を対象)
- ・平成26年度より社会福祉協力校事業を、現行の小中学校に加え、 市内の高等学校(山門高校)も支援対象とし、20校が小中高等学 校福祉活動支援事業を開始しています。
- ・平成 28 年度には山川東部・山川南部・竹海・飯江小学校が統合 し桜舞館小学校を開校したため、対象校が 20 校から 17 校となっ ています。
- ・平成 29 年度には小学校 7 校、中学校 4 校が助成金を活用し事業を行っています。その際、小学校においては校区社協やサロンとの関わりをもった授業等が展開されていますが、中学校・高校においては地元に密着した福祉教育を行うことが難しく、生徒の自主的なボランティア活動や職場体験などが主となっています。
- ・学習指導要領が改正され、「ゆとり教育」が改正されたことにより、総合学習等の時間が減少し、福祉教育のための時間をとることが難しくなっています。
- ・学校と地域を結ぶ出前講座の展開、障がい当事者との交流、中学 校・高校の地域活動の奨励などの福祉学習のメニューの提供が必 要となっています。
- ・市教育委員会などと共同し福祉教育を推進する必要があります。
- ・行政・各種団体などと共同し福祉教育を推進する必要があります。

現状 · 課題

現状・課題	
	〇福祉学習会の開催と充実
	・各種の福祉出前講座メニューを作り、地域での福祉教育の充実に
	努めます。
	・地域での福祉活動に関する講座や研修会等福祉教育の充実に努め
	ます。
	・ボランティア連絡協議会との連携強化を図り、ジュニアボランテ
	ィア講座を全小学校に拡大します。
	・子どもふれあい活動員(仮)を育成します。
	・福祉出前講座を実施します。
	・権利擁護、介護、ボランティアについて、ボラ連が実施している
	ジュニアボランティア講座を全小学校に拡大します。
実施計画	〇障がい者と住民との協力体制づくりの支援
人///世界	・障がい者の理解を促進するとともに、障がい者と住民との学習活
	動などによる協力体制づくりを支援します。
	・市内在住の親子と地域住民のふれあいを図ることを目的として、
	各団体の協力を得て、障がい児・者の交流会の開催を継続します。
	〇交流体験の実施
	・子どもの時から福祉に関する意識を育むために、保育園、幼稚園、
	学校、団体等、年齢各層に応じた参加者に、福祉機関が連携して、
	施設行事などでの交流体験活動を支援します。
	・疑似体験、施設訪問、手話、点字等に限られた現在の福祉教育か
	ら、振り返りを大切にし、何を伝えていくのかを明確にした福祉
	教育のプログラムを提案します。
	・福祉出前講座を実施します。
	・日頃から、高齢者や障がい者に対しての理解に努め、地域活動等
	を通じて、交流の機会を増やします。
市民の役割	・地域の福祉学習会や体験学習会等に参加します。
(皆さんにやってほしいこと)	・子どもたちが地域で高齢者宅を訪問、声かけするなど交流する機
	会を作ります。 ・家庭において子どもへの福祉教育やボランティア教育をします。
	・家庭で小さい時から交通ルールを子どもに教えます。
	・地域でも福祉に関する学習会や体験講座の開催、講師派遣、出前
	・地域でも個位に関する子音云や体線講座の開催、講師派遣、山前 講座などを実施し、参加を呼びかけ、福祉活動への理解を深め
	神座などを美地し、参加を呼びかり、簡価估動への埋解を係め ます。
地域の役割	^{より。} ・地域の中で、子どもと家庭と高齢者とのふれあいの場づくりを進
(一緒にやりましょう)	・地域の中で、するもと家庭と同断有とのかれめいの場づてりを進 めます。
	・
	かけます。
	N 11 0 7 0

地域の役割 (一緒にやりましょう)

・地域住民は自分の地域の現状を知り、垣根のない、バリアフリー の地域づくりのための行動を起こします。

第4章 福祉のまちづくりを担う人材づくり

(1) 地域住民による地域課題の解決と地域リーダーの育成

	・ふれあい活動員の研修会を実施しています。
	・行政区代表にふれあいネットワーク勉強会を実施しています。
	・地域住民による福祉活動の意識の向上に努める必要があります。
現状・課題	・後任の民生委員児童委員が決まっていない地域があります。
	・福祉推進員・ふれあい活動員の数が不足している地域があります。
	・ボランティア団体への若い人の参加が少なく、リーダーのなり手
	がいません。
	〇課題を地域住民同士で解決するための話し合いの促進
	・地域福祉に関わる課題を住民同士で解決できるよう、話し合いの
	場の設置と内容の充実に努めます。
	・地域リーダーの育成に努めます。
実施計画	〇地域福祉リーダーの育成
	・区長、民生委員児童委員、福祉推進員・ふれあい活動員、保健推
	進員、老人クラブ、公民館役員、地域ボランティアなどを対象に
	学習会等を開催し、地域福祉リーダーの育成に努めます。★【WS】
	・地域福祉活動に若い人を引き込む仕組みを検討します。
市民の役割	・地域の支え合い活動に参加します。
(皆さんにやってほしいこと)	
地域の役割	・地域は、協力してリーダー育成を行います。★【WS】
(一緒にやりましょう)	・民生委員児童委員、福祉推進員、ボランティアリーダーが孤立す
	ることがないように相互に支援できる仕組みを検討します。

(2) ボランティア意識の向上と活用促進

- ・ボランティア情報を社協だよりで発信しています。
- ・生きがい教室の余暇プログラムで興味のあることを、ボランティア活動につなげられるよう意識づくりに努めています。
- ・生きがい教室からよかもん・よらんかん・そば打ちの会が発足 しています。
- ・福祉イベントが一過性のものになっています。
- ・介護予防の重要性とボランティア育成が十分に結びついていない状況です。
- ・ボランティアを受ける人への情報提供が十分ではないことが課題となっています。
- ・子どものころからのボランティア意識を高める取り組みが十分 ではないことが課題となっています。
- ・障がい者に対するボランティアは限定的にとどまっています。
- ・子どもの外遊びが減少しているのでボランティア活動等の活用が必要です。
- ・地域のボランティア育成や福祉団体の活性化が必要となっています。
- ・ボランティアセンターを運営し、ボランティア連絡協議会との 連絡調整や新たなボランティア養成講座等を開催しています。
- ・今必要なことを事業化するため、社協事業として継続すべきも の、市民活動に切り替えるもの、終了するもの等を選別する必 要があります。
- ・ボランティアセンターに職員を配置し、コーディネーターの資質向上やアドバイザーの増員によるセンターの機能強化に取り組んでいます。
- ・既存ボランティア団体の活動支援と新規ボランティアの発掘・ 養成事業に取り組んだ結果、平成 27 年度現在のセンター登録 者は、団体登録数 47 団体、延べ人数 604 人、個人は 14 人となっています。
- ・ボランティア団体構成員の高齢化により、団体の維持・継続が 難しくなっており、企業内のボランティア団体や個人の教室を ボランティア団体として取り込む必要があります。
- ・ボランティア連絡協議会では、「高齢者・障がい者支援」「子育 て支援」「イベント・環境づくり」などの分野ごとにボランテ ィアの連携を図っていますが、構成員の高齢化により所属団体 が減少する傾向にあることが課題となっています。
- ・ボランティア養成講座については、ニーズ把握はある程度できていますが、参加者の絞り方を検討する必要があります。そのため、参加を希望する方が参加しやすい日時の設定や内容、広報のやり方を検討する必要があります。
- ・ボランティア団体内での人員の減少・高齢化、後継者不足が問

現状・課題

現状・課題	題となっていますが、原因として地域へのPR不足、団体内で
	の人員の育成不足、新しい人の受け入れ態勢不足などが挙げら
	nst.
	〇ボランティア意識の向上と養成講座の開設
	・ボランティア意識を高める講座やイベント等を開催し、ボランテ
	ィアの増加を図ります。★【WS】
	・地域にとって解決が必要な課題を集めて情報化し、マッチングし
	た養成講座を開催します。
	・既存の福祉ボランティア団体の活性化と会員拡大のため、養成講
	座を開催します。
	・ボランティア活動のリーダーとなる人材を育成します。(ボラン
	ティアアドバイザー)
	・みんながもう一度行きたいという社会福祉協議会になるように努めます。
	・養成講座では、継続するもの、しないものをニーズに合わせて検
	計します。
	〇ボランティアの活動の場づくり
実施計画	・ボランティアの力をもっと活用できる地域づくりのため、話し合
	いを進めます。
	・全てのボランティア活動団体・者の保険加入促進を図ります。
	・生活支援のボランティアを育成します。
	・ボランティアアドバイザーに協力を仰ぎ、ボランティアを掘り
	起こします。
	・地域づくりのためのボランティアアドバイザーが集まる場の整
	備を検討します。
	・情報共有の拠点づくりを検討します。
	〇ボランティアへの支援
	・ボランティア団体の活性化を図るため、必要な助成をします。
	・サロンサポーターとして活動できるボランティアを増やすため、
	各種養成講座を開催します。
	・社会福祉協議会から個別に助成金を分配できるように知ることを
	検討します。
	・日頃から、高齢者や障がい者に対しての理解を深め、地域活動を
	通じて、交流の機会を増やします。
	・ボランティア講座に参加します。・自分ができる範囲でボランティアをします。
	・家庭において子どものボランティア教育に努めます。
市民の役割	・日頃から、高齢者や障がい者に対しての理解を深め、地域活動を
(皆さんにやってほしいこと)	通じて、交流の機会を増やします。
	・ボランティア講座に参加します。
	・自分ができる範囲でボランティア活動をします。
	・家庭において子どものボランティア教育に努めます。
	・地域のイベントに興味を持ち、参加することで、地域交流ができ、
	相互の理解を深め、地域ニーズを把握します。また、ボランティ

	アの活動を知り、自分にできることを考える機会にします。
	 ・地域福祉の問題について、情報交換や意見交換ができる場づくりに努めます。 ・ボランティアに関する情報を提供します。 ・地域でボランティア活動する人を育成します。★【WS】 ・継続的にボランティア意識づくりができる仕組みをつくります。 ・サロンサポーターを養成します。 ・民生委員児童委員や福祉推進員などに協力を求め、ボランティア
地域の役割 (一緒にやりましょう)	情報を届けます。 ・福祉協力校のPRをします。 ・障がい者との交流・懇談を企画します。 ・社会教育課などと連携を図り、昔遊びを復活させます。 ・地域福祉の問題について、情報交換や意見交換ができる場づくりに努めます。 ・ボランティアに関する情報提供は、ボランティアアドバイザーが担い、一般に開かれた活動になるように努めます。 ・地域でボランティア活動する人を育成します。 ・一般の方が参加しやすいイベントを考えるとともに、受入体制を整えます。

(3) 小地域福祉事業の推進と地域福祉活動の促進

・ふれあいネットワーク勉強会で見守り活動の充実に努めることと

	しています。
	・ふれあいネットワーク活動実態の把握が十分ではないことが課題
	となっています。
	・サロンを中心に生活の心配ごとを聴取していますが、心配事の解
	消に向けた行動や地域活動支援が十分ではないことが課題とな
	っています。
	・現在の福祉推進員・ふれあい活動員の設置状況では、きめ細かな
	要支援者の見守りが出来ないことが課題となっています。
現状・課題	・サロンがない地域があったり、サロン活動をしていても登録をし
	ていないサロンについては、その活動実態を把握出来ていないこ
	とが課題となっています。
	・要支援者を支援する体制が十分ではないことが課題となってい
	ます。
	・中学生のあいさつはできています。
	・回覧板の手渡しまではしない人もいます。
	・他地区との交流はあまりなされていません。
	・地域福祉の課題や方策についての話し合いの場の開催を支援する
	V = 13 & 10 .
	必要があります。
	少要かあります。 〇小地域福祉事業の推進
	〇小地域福祉事業の推進
	〇小地域福祉事業の推進 ・市内全地域で行政区単位での小地域福祉活動の取り組みを進め
	〇小地域福祉事業の推進・市内全地域で行政区単位での小地域福祉活動の取り組みを進めます。
	○小地域福祉事業の推進・市内全地域で行政区単位での小地域福祉活動の取り組みを進めます。・福祉推進員・ふれあい活動員の充実を図ります。
	○小地域福祉事業の推進・市内全地域で行政区単位での小地域福祉活動の取り組みを進めます。・福祉推進員・ふれあい活動員の充実を図ります。・区長、民生委員児童委員に呼びかけ、小地域福祉活動の取り組み
	○小地域福祉事業の推進・市内全地域で行政区単位での小地域福祉活動の取り組みを進めます。・福祉推進員・ふれあい活動員の充実を図ります。・区長、民生委員児童委員に呼びかけ、小地域福祉活動の取り組みを促進します。
	 ○小地域福祉事業の推進 ・市内全地域で行政区単位での小地域福祉活動の取り組みを進めます。 ・福祉推進員・ふれあい活動員の充実を図ります。 ・区長、民生委員児童委員に呼びかけ、小地域福祉活動の取り組みを促進します。 ○地域活動の体制づくり
実施計画	 ○小地域福祉事業の推進 ・市内全地域で行政区単位での小地域福祉活動の取り組みを進めます。 ・福祉推進員・ふれあい活動員の充実を図ります。 ・区長、民生委員児童委員に呼びかけ、小地域福祉活動の取り組みを促進します。 ○地域活動の体制づくり ・担当者を配置し、現状把握や課題分析を日常的に行い、地域の実
実施計画	 ○小地域福祉事業の推進 ・市内全地域で行政区単位での小地域福祉活動の取り組みを進めます。 ・福祉推進員・ふれあい活動員の充実を図ります。 ・区長、民生委員児童委員に呼びかけ、小地域福祉活動の取り組みを促進します。 ○地域活動の体制づくり ・担当者を配置し、現状把握や課題分析を日常的に行い、地域の実情に合った地域活動のネットワークを構築します。
実施計画	 ○小地域福祉事業の推進 ・市内全地域で行政区単位での小地域福祉活動の取り組みを進めます。 ・福祉推進員・ふれあい活動員の充実を図ります。 ・区長、民生委員児童委員に呼びかけ、小地域福祉活動の取り組みを促進します。 ○地域活動の体制づくり ・担当者を配置し、現状把握や課題分析を日常的に行い、地域の実情に合った地域活動のネットワークを構築します。 ・市校区社協連合会並びに地区の校区社協連絡会での統一を図り、
実施計画	 ○小地域福祉事業の推進 ・市内全地域で行政区単位での小地域福祉活動の取り組みを進めます。 ・福祉推進員・ふれあい活動員の充実を図ります。 ・区長、民生委員児童委員に呼びかけ、小地域福祉活動の取り組みを促進します。 ○地域活動の体制づくり ・担当者を配置し、現状把握や課題分析を日常的に行い、地域の実情に合った地域活動のネットワークを構築します。 ・市校区社協連合会並びに地区の校区社協連絡会での統一を図り、校区研修、区単位座談会などを通して、地域福祉活動の意識付け
実施計画	 ○小地域福祉事業の推進 ・市内全地域で行政区単位での小地域福祉活動の取り組みを進めます。 ・福祉推進員・ふれあい活動員の充実を図ります。 ・区長、民生委員児童委員に呼びかけ、小地域福祉活動の取り組みを促進します。 ○地域活動の体制づくり ・担当者を配置し、現状把握や課題分析を目常的に行い、地域の実情に合った地域活動のネットワークを構築します。 ・市校区社協連合会並びに地区の校区社協連絡会での統一を図り、校区研修、区単位座談会などを通して、地域福祉活動の意識付けと浸透を図り、校区社協事業として方針化を図ります。
実施計画	 ○小地域福祉事業の推進 ・市内全地域で行政区単位での小地域福祉活動の取り組みを進めます。 ・福祉推進員・ふれあい活動員の充実を図ります。 ・区長、民生委員児童委員に呼びかけ、小地域福祉活動の取り組みを促進します。 ○地域活動の体制づくり ・担当者を配置し、現状把握や課題分析を日常的に行い、地域の実情に合った地域活動のネットワークを構築します。 ・市校区社協連合会並びに地区の校区社協連絡会での統一を図り、校区研修、区単位座談会などを通して、地域福祉活動の意識付けと浸透を図り、校区社協事業として方針化を図ります。 ・個人情報保護に留意しながら、避難行動要支援者名簿等見守り対
実施計画	 ○小地域福祉事業の推進 ・市内全地域で行政区単位での小地域福祉活動の取り組みを進めます。 ・福祉推進員・ふれあい活動員の充実を図ります。 ・区長、民生委員児童委員に呼びかけ、小地域福祉活動の取り組みを促進します。 ○地域活動の体制づくり ・担当者を配置し、現状把握や課題分析を日常的に行い、地域の実情に合った地域活動のネットワークを構築します。 ・市校区社協連合会並びに地区の校区社協連絡会での統一を図り、校区研修、区単位座談会などを通して、地域福祉活動の意識付けと浸透を図り、校区社協事業として方針化を図ります。 ・個人情報保護に留意しながら、避難行動要支援者名簿等見守り対象者名簿の整備により、地域で見守り活動に関わる人の情報の共有化を図ります。
実施計画	 ○小地域福祉事業の推進 ・市内全地域で行政区単位での小地域福祉活動の取り組みを進めます。 ・福祉推進員・ふれあい活動員の充実を図ります。 ・区長、民生委員児童委員に呼びかけ、小地域福祉活動の取り組みを促進します。 ○地域活動の体制づくり ・担当者を配置し、現状把握や課題分析を日常的に行い、地域の実情に合った地域活動のネットワークを構築します。 ・市校区社協連合会並びに地区の校区社協連絡会での統一を図り、校区研修、区単位座談会などを通して、地域福祉活動の意識付けと浸透を図り、校区社協事業として方針化を図ります。 ・個人情報保護に留意しながら、避難行動要支援者名簿等見守り対象者名簿の整備により、地域で見守り活動に関わる人の情報の共

	「見つける」・・・心配な人に気づく。
	「つなげる」・・・気づいたら、市役所等に相談する。
	「見守る」・・・・・其々ができる範囲で見守る。
	・見守りに際しては、新聞販売店、牛乳、電気、ガス等ライフライン
	業者との連携を図ります。
	・地域に所在する福祉施設等と連携し協働して地域福祉活動に取り
	組みます。
	・まずは現状把握、課題分析をします。
	・校区社協連絡会を継続します。
	・避難行動要支援者名簿等見守り対象者名簿の活用方法を検討し
	ます。
	・「見つける」「つなげる」「見守る」を促進します。
	・事業者連携、施設連携の具体化を進めます。
	〇地域活動の推進
	・地域においては、住民協働事業やひとり暮らしの高齢者に対する
	声かけ、見守り活動、サロン設置、運営等、地域福祉活動を推進
実施計画	します。
	・ひとり暮らし高齢者や障がい者等の見守りや声かけに努めます。
	★ [WS]
	・福祉推進員・ふれあい活動員を中心とした見守り活動を強化し
	ます。
	〇地域における子どもの安全確保の活動
	・地域の子どもに対する防犯、交通安全指導等、見守り活動を実施
	します。
	・子ども見守り隊の組織を強化するとともに、登下校時だけでなく、
	常に大人が子どもを見守ることに努めます。★【WS】
	・子ども会などと見守り体制について協議します。
	〇個人情報の正しい取扱い方法の周知
	・地域における情報共有等を適切に進めるため、個人情報保護法に
	関する正しい理解を広めます。
	・個人情報保護法についての勉強会を企画します。
	・あいさつ運動を励行し、ご近所との交流を広めます。
	・家庭であいさつの大切さを子どもたちに教えます。
	・近所の人と話したり、自分から声かけして、近所付き合いを始め
市民の役割	・近所の人と話したり、目分から声かけして、近所付き合いを始めます。★【WS】
市民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	
	ます。★【WS】
	ます。★【WS】 ・地域の中におられる要援護者に対して、見守りや声かけを行い

The state of the s	
	・回覧板を渡す時には手から手へ渡します。★【WS】
	・子どもたちの通学時の見守りなどに参加します。★【WS】
	・老若男女が楽しめる地域づくりに取り組みます。
	・他地区との地域づくり交流会や発表会等、先進事例を学び合い地
	域づくりに努めます。
	・地域のみんなで、子どもたちやひとり暮らしの高齢者、障がい者
	等に声かけし見守ります。★【WS】
地域の役割	・子ども見守り隊員を増やして、見守りを充実します。★【WS】
(一緒にやりましょう)	・福祉推進員などの地域のサポーターを増やします。
	・サロンの拡充を図ります。
	・子ども民生委員などの企画を検討します。
	・あいさつ運動を継続します。
	・校区社会福協議会連絡会の活性化を図ります。

(4) 信頼される社会福祉協議会づくりと地域福祉活動計画の推進

	・地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が策定する計画で、みやま
	市民の皆様や地域の福祉関係者などと相互協力して、地域の福祉
	活動を計画的に推進するための民間の活動・行動計画として策定
	いたしました。
	・第1次地域福祉活動計画策定時に各校区で説明会を開催しました
	が、計画を意識した事業の展開が十分ではありません。また、計
現状・課題	画の評価、検証が十分ではありません。
	・地域福祉活動計画を意識し、同計画に基づいた、事業計画の作成
	や1年ごとの事業評価、見直しに努める必要があります。
	・社協活動のDVDを作成して、研修会開始前、各会議の導入時に
	活用、PRをしています。
	・一般市民には社会福祉協議会はあまり知られておらず、地域福祉
	活動計画を住民に啓発や広報する必要があります。
	〇地域住民に信頼されるみやま市社会福祉協議会づくり
	・地域住民に信頼されるみやま市社会福祉協議会を目指し、社会福
	・地域住民に信頼されるみでより任云僧征励哉云を自有し、任云僧
	・地域住民に信頼されるみやま巾社芸権性協議芸を目指し、社芸権 社協議会の使命、基本理念、存在意義などについて、職員全員の
	祉協議会の使命、基本理念、存在意義などについて、職員全員の
実施計画	祉協議会の使命、基本理念、存在意義などについて、職員全員の 十分な認識と資質向上を図ります。
実施計画	祉協議会の使命、基本理念、存在意義などについて、職員全員の 十分な認識と資質向上を図ります。 ・一般市民に社会福祉協議会を分かりやすく知ってもらう。PRを
実施計画	祉協議会の使命、基本理念、存在意義などについて、職員全員の 十分な認識と資質向上を図ります。 ・一般市民に社会福祉協議会を分かりやすく知ってもらう。PRを 充実させます。
実施計画	祉協議会の使命、基本理念、存在意義などについて、職員全員の 十分な認識と資質向上を図ります。 ・一般市民に社会福祉協議会を分かりやすく知ってもらう。PRを 充実させます。 〇地域福祉活動計画の推進
実施計画	 祉協議会の使命、基本理念、存在意義などについて、職員全員の十分な認識と資質向上を図ります。 ・一般市民に社会福祉協議会を分かりやすく知ってもらう。PRを充実させます。 〇地域福祉活動計画の推進 ・地域福祉活動計画を基に、社会福祉協議会と地域が連携した地域
	 祉協議会の使命、基本理念、存在意義などについて、職員全員の十分な認識と資質向上を図ります。 ・一般市民に社会福祉協議会を分かりやすく知ってもらう。PRを充実させます。 〇地域福祉活動計画の推進 ・地域福祉活動計画を基に、社会福祉協議会と地域が連携した地域福祉を実現します。
実施計画 市民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	 祉協議会の使命、基本理念、存在意義などについて、職員全員の十分な認識と資質向上を図ります。 ・一般市民に社会福祉協議会を分かりやすく知ってもらう。PRを充実させます。 〇地域福祉活動計画の推進 ・地域福祉活動計画を基に、社会福祉協議会と地域が連携した地域福祉を実現します。 ・一般市民に地域福祉活動計画を分かりやすく知ってもらうため、
市民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	 祉協議会の使命、基本理念、存在意義などについて、職員全員の十分な認識と資質向上を図ります。 ・一般市民に社会福祉協議会を分かりやすく知ってもらう。PRを充実させます。 〇地域福祉活動計画の推進 ・地域福祉活動計画を基に、社会福祉協議会と地域が連携した地域福祉を実現します。 ・一般市民に地域福祉活動計画を分かりやすく知ってもらうため、PRを充実します。
市民の役割	 祉協議会の使命、基本理念、存在意義などについて、職員全員の十分な認識と資質向上を図ります。 ・一般市民に社会福祉協議会を分かりやすく知ってもらう。PRを充実させます。 〇地域福祉活動計画の推進 ・地域福祉活動計画を基に、社会福祉協議会と地域が連携した地域福祉を実現します。 ・一般市民に地域福祉活動計画を分かりやすく知ってもらうため、PRを充実します。 ・社会福祉協議会事業を理解し、地域福祉活動へ参加します。
市民の役割 (皆さんにやってほしいこと) 地域の役割	祉協議会の使命、基本理念、存在意義などについて、職員全員の 十分な認識と資質向上を図ります。 ・一般市民に社会福祉協議会を分かりやすく知ってもらう。PRを 充実させます。 〇地域福祉活動計画の推進 ・地域福祉活動計画を基に、社会福祉協議会と地域が連携した地域 福祉を実現します。 ・一般市民に地域福祉活動計画を分かりやすく知ってもらうため、 PRを充実します。 ・社会福祉協議会事業を理解し、地域福祉活動へ参加します。 ・身近な地域福祉活動から一緒に進めます。

第5章 福祉サービスの適切な利用体制づくり

(1) 社協だより・地域広報誌・出前講座等による情報提供

	・社協だよりを年4回発行しています。また、わかりやすい紙面づ
現状・課題	くりに心がけ ています。
	・各講座開催にあたっての資料は、公共施設等にも配布しています。
	・開催に関する広報だけでなく、開催後の報告も掲載するようにし
	ています。
	・福祉サービスの情報が全ての住民に伝わっていない現状があり
	ます。
	・社協だより・地域広報誌等により、情報提供を支援する必要があ
	ります。
	〇社協だよりの充実
	・社協だよりの内容の充実に努めます。
	・ホームページを新たに開設します。(スピーディな情報提供)
	〇地域広報誌づくり学習会の開催
	・校区社協実務者研修会を通して、地域広報誌づくり学習会を開催
	します。
	〇住民向け出前講座等による情報の提供
	・住民向け出前講座等を利用し、制度やサービスの情報、知識の普
実施計画	及を図る事業を実施します。
	・「社協とは」「在宅介護」「権利擁護」などの解説など、出前講座
	の充実に努めます。
	〇サービス内容の周知徹底と分かりやすい情報提供
	・ さまざまな人が理解できるように分かりやすい情報提供 に努め
	ます。特に、高齢者や障がい者への公的支援をわかりやすく伝え
	ます。★【WS】
	・地域のつながりを強化し、全ての人に必要な情報が伝わる地域づ
	くりを推進します。
	・合理的配慮(ルビ、イラスト、大文字)を進める必要があります。
	〇障がい者に配慮した情報提供
	・社協だよりに障がい者施設や作業所等の紹介など地域福祉情報を
	発信するコーナーを設けるよう検討していきます。
市民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	・市社協広報誌、ホームページ等を活用します。
地域の役割	・校区、行政区の役員との協議や地域学習会を開催します。
(一緒にやりましょう)	・各種サービスをみんなで知り合い、教え合います。

地域の役割(一緒にやりましょう)

- ・回覧板を手渡しして近所の人と会話するとともに、情報提供に有効活用します。★【WS】
- ・地域福祉活動のミニ情報誌を作成し情報発信します(回覧版等で共有)。

(2) 相談窓口の対応力向上と各種情報交換の場の充実

現状・課題	・市民の日常生活上の悩みごとや困りごとの相談窓口として市内3 ヶ所で心配ごと相談事業を実施しています。
	7 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 7
	・各種相談窓口の専門性については、十分ではないことが課題とな
	っています。
	・各種相談事業所との連携、顔の見える関係づくりは進んでいます。
	・心配ごと相談事業の充実を支援する必要があります。
	〇相談窓口の対応力向上とサービス提供者とのネットワーク構築
実施計画	・相談窓口の対応力向上(迅速、丁寧、的確)とサービス提供者と
	のネットワーク構築を図ります。また、相談窓口一覧を作成し
	ます。
	○地域団体の相談や情報交換の場の設定
	・地域団体同士の相談や情報交換する場の設定を通して、会員から
	の相談や周知に活かします。
	〇介護家族の情報交換会の場の設定
	・介護家族の情報交換会の設定を支援します。
	○障がい者の就労支援ネットワークの構築
	・障がい者の就労支援については、障がい者の受け入れ事業所等と
	連携しながら相談に応じます。
	〇子育て支援
	・子育てに関する各関係機関や地域の子育て支援グループなどと連
	携し、支援相談に努めます。
市民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	・市や社会福祉協議会・各種機関等窓口を利用する。
	・身近に相談できる人をつくる努力をします。
地域の役割	・各種の福祉サービス相談窓口を教えあい、早めの対処で不安解消
(一緒にやりましょう)	 を支援します。
	· -

(3)権利擁護制度の周知と推進

	・ 日常生活自立支援事業 (契約締結能力保持者を対象)を実施して
	います。
	・成年後見人制度(契約締結能力が不十分な人を対象)に対応でき
	る職員の業務精通力を高め、迅速、丁寧、的確に対応しています。
	・高齢者の要介護認定者が増えています。
現状・課題	・現在、生活支援員は社協職員が担っていますが、認知症の方の増
	加とともに、そのニーズが増加すると、今後の対応が困難になる
	ことが予測されます。
	・生活支援員養成講座(平成 28 年度、平成 29 年度)を実施してい
	ます。現在、生活支援員は4名登録しています。(平成29年度時
	点)
	〇日常生活自立支援事業と成年後見人制度等の周知と推進
	・権利擁護に関する制度の周知に努めます。
	・日常生活自立支援事業(契約締結能力保持者を対象)を推進し
実施計画	ます。
	・成年後見人制度(契約締結能力が不十分な人を対象)を推進し
	ます。
	・生活支援員養成講座を開設し、生活支援員の増員普及に努めます。
市民の役割	・権利擁護制度についての情報を知っておきます。
(皆さんにやってほしいこと)	- 佐利藤港判庁の行列社、ビファへいて党羽入笠を即復し桂却を加
地域の役割	・権利擁護制度や福祉サービスについて学習会等を開催し情報を知
(一緒にやりましょう)	っておきます。

(4) 役立つ情報の提供とサービスの質の改善

現状・課題	 ・介護サービス利用者に満足いただけるサービスを提供できるよう、先進地調査、組織内外との連携強化に努めています。 ・障害者福祉サービス事業(居宅介護)」を実施しており、平成28年度の利用者は延べ257名で、生活安定に資するための支援をしています。 ・多様なニーズに対し、利用者の立場に立ったサービスを提供できるよう、人材の資質向上等によるサービスの質的向上を図ることが必要になっています。 ・苦情解決委員会を開催しています。 ・福祉サービスの情報を提供する必要があります。
実施計画	 ○役立つ情報の提供とサービスの質の改善 ・各地域における福祉活動を推進する上での役に立つ情報を迅速に伝えることに努めます。 ・市と連携して出前講座メニュー等の開発に努めます。 ・各種サービスの質について常に改善に努めます。 ・様々な地域福祉活動団体などと連携して、制度外のニーズにも対応できるよう、日頃より地域とのつながりづくりに努めます。 ○在宅福祉サービス(介護保険事業・障害者福祉サービス事業) ・地域における在宅福祉サービス実施状況やニーズの調査を行い、不足しているサービスの補充を図ります。
市民の役割 (皆さんにやってほしいこと)	・各種福祉サービスについて地域学習会等に参加し情報を知っておきます。
地域の役割 (一緒にやりましょう)	・福祉教育やサービス内容について学習会等開催し情報を知っておきます。・サービス内容を地区の会合や校区社協の情報誌等を活用し伝達します。・ご近所でサービスが必要な人に対して、お互いに情報提供を行います。